

第 1 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

3 月 6 日

平成25年第1回座間味村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|-------------|-------------------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成25年3月6日 | | | |
| 招 集 場 所 | 座間味村議会議場 | | | |
| 開 散 会 等 日 時 宣 告 | 開 会 | 平成25年3月6日 午前10時00分 議長宣言 | | |
| | 散 会 | 平成25年3月6日 午後3時26分 議長宣言 | | |
| 出 席 議 員 (応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | 1 番 | 大 城 晃 | 6 番 | 宮 里 清之助 |
| | 2 番 | 金 城 勝 英 | 7 番 | 宮 里 祐 司 |
| | 3 番 | 金 城 善 昇 | 8 番 | 中 村 秀 克 |
| | 5 番 | 金 城 弘 昭 | | |
| 欠 席 議 員 (不 応 招) | 議 席 号 | 氏 名 | 議 席 号 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7 番 | 宮 里 祐 司 | 1 番 | 大 城 晃 |
| 職務のため議場に出 席した者 | 事 務 局 長 | 宮 城 武 | 臨 時 書 記 | |
| 地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名 | 村 長 | 宮 里 哲 | 産 業 振 興 課 長 | 宮 村 英 美 |
| | 教 育 長 | 仲 地 勇 | 会 計 課 長 | 金 城 英 隆 |
| | 政 策 調 整 監 | 垣 花 健 | 教 育 課 長 | 野 崎 進 |
| | 総 務 課 長 | 大 城 直 人 | | |
| | 住 民 課 長 | 宮 平 真由美 | | |
| | 公 営 企 業 課 長 | 野 崎 康 | | |

平成25年第1回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成25年3月6日午前10時00分開会）

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名 |
|-----|-----------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般の報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 施政方針 |
| 6 | | 一般質問 |
| 7 | | 提出議案の説明について（議案第2号～議案第29号まで） |
| 8 | 発 議 第 1 号 | 「生活保護基準の引き下げしないこと」を国に求める意見書 |
| 9 | 発 議 第 2 号 | 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書 |
| 10 | 発 議 第 3 号 | 年金2.5%削減中止を求める意見書 |
| 11 | 発 議 第 4 号 | 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書 |
| 12 | 発 議 第 5 号 | 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 13 | 発 議 第 6 号 | （株）二一・ざまみの強化拡充による雇用拡大を求める意見書 公共事業現場調査 |

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成25年第1回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から3月8日までの3日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成24年12月21日～平成25年3月8日

- 1月11日 南部地区市町村議長会総会（パシフィックホテル）
南部地区関係団体合同新年懇親会（パシフィックホテル）
- 1月13日 成人式（座間味離島総合センター）
- 1月19日 ホエールウォッチングフェスタオープニングセレモニー（てんぶす那覇）
- 1月24日 平成24年度9月、10月分（一般会計）、平成24年度10月分（船舶）例月出納
検査結果報告（村長、議長へ提出）
南部離島町村長議長行政視察研修（栗国村）
- 1月26日 村産業祭り（座間味離島総合センター）
- 1月27日 オスプレイ配備撤回を求める総理直訴・東京行動（衆議院会館）
- 2月 5日 平成25年第1回臨時議会
- 2月13日 町村議会議長会総会（自治会館）
- 2月14日 離島市町村議会議員研修会（自治会館）
- 2月15日 町村議会議員研修会（読谷村文化センター）
- 2月28日 南部離島町村長議長連絡協議会定例会（沖縄ポートホテル）
- 3月 1日 全員協議会
- 3月 6日 平成25年第1回定例議会開会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから3日間、よろしく願いいたします。行政報告、平成25年第1回座間味村議会3月定例会行政報告は、お手元にお配りをしたとおりでございます。朗読は省かせていただきます。

行政報告

平成25年3月6日

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 平成24年12月20日 | 商工会長要請（クイーンさまみのドック入り時期変更見直しについて） |
| 21日 | 沖縄タイムス新社屋落成式典 |
| 〃 | 慶良間諸島国立公園区域意見交換 |
| 〃 | 沖縄県離島海運振興株式会社株主総会 |
| 22日 | 那覇市新庁舎落成式 |
| 25日 | 一括交付金評価制度のあり方について説明会 |
| 27日 | 消防救急無線のデジタル化等関係団体市町村長会議 |
| 28日 | 選挙管理委員会委員表敬 |
| 〃 | 仕事納め（年末村長訓示式） |
| 平成25年 1月 1日 | 村民向けの村長年始挨拶 |
| 2日 | 船舶初興し |
| 3日 | 生年合同祝い（座間味島合同、阿嘉区） |
| 4日 | 仕事始め（年始村長訓示式） |
| 5日 | 老人会新年会 |
| 8日 | 南部林業事務所長表敬 |
| 9日 | 消防出初式 |
| 10日 | 消防無線デジタル化市町村会議 |
| 〃 | 沖縄県町村会市町村長研修会 |
| 〃 | 沖縄県町村会年始会 |
| 11日 | 平成25年沖縄県警察年頭視閲式 |
| 〃 | 港湾課との事務調整 |
| 〃 | 平成25年南部関係団体新年懇親会並びに平成24年度南部振興会表彰祝賀会 |
| 12日 | 阿嘉大橋トリム大会 |
| 13日 | 座間味村の成人式 |
| 15日 | 茂木健一郎氏表敬（座間味校訪問） |
| 〃 | 沖縄総合事務局田中敏貴財務部長表敬 |
| 16日 | 阿嘉・慶留間ダイビング協会比嘉会長表敬 |
| 〃 | ヤンマー松原氏表敬 |
| 17日 | クジラ安全祈願 |
| 19日 | WWF オープニングセレモニー |
| 〃 | WW協会関連徳永氏面談 |
| 20日 | 体育協会バスケットボール大会 |
| 22日 | OCVB事務調整 |
| 〃 | 県庁事務調整 |

| | | | |
|-------|----|-----|--------------------------|
| 平成25年 | 1月 | 23日 | 国土交通省補助金会計検査原検査員表敬 |
| | | 24日 | 商工会青年部会合にて講話 |
| | | 26日 | 座間味村産業まつり |
| | | 〃 | 座間味村健康福祉まつり |
| | | 〃 | 座間味村功労表彰式典 |
| | | 〃 | 観光大使渡辺氏との意見交換会 |
| | | 27日 | オスプレイ配備に反対「総理直訴行動」 |
| | | 28日 | オスプレイ配備に反対「総理直訴行動」 |
| | | 29日 | 島尻内閣府政務官面談・内閣府事務調整 |
| | | 〃 | 沖縄ナイトIN東京 |
| | | 30日 | しながわ水族館面談 |
| | | 〃 | 沖縄ナイトIN大阪 |
| | | 31日 | 座間味村学力対策実践委員会（政策調整監挨拶代読） |
| 2月 | 1日 | | 海洋基本法関連シンポジウム |
| | | 3日 | 船舶トゥシジリ |
| | | 4日 | 沖縄振興市町村協議会 |
| | | 〃 | 沖縄総合事務局運輸部長要請活動 |
| | | 〃 | 謝花企画部長との事務調整 |
| | | 5日 | 平成25年第1回座間味村議会臨時会 |
| | | 6日 | 南部市町村会定期総会 |
| | | 7日 | JICA研修生への講演 |
| | | 14日 | 與儀九英氏告別式 |
| | | 16日 | 座間味島郷友会新年会 |
| | | 18日 | にっぽん丸体験乗船 |
| | | 20日 | 沖縄県災害共済支部城間俊安支部長表敬・意見交換会 |
| | | 21日 | 港湾課長表敬（座間味港緑地公園視察） |
| | | 22日 | FM沖縄 座間味村中継 |
| 3月 | 1日 | | 内閣府沖縄振興局入江専門官表敬 |
| | | 〃 | 歴史文化・健康づくり基本計画現地調査表敬 |
| | | 2日 | 新石垣空港開港式典 |

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告を終わります。

日程第5．施政方針を行います。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

平成25年度の施政方針をお手元にお配りをしてしておりますが、それに沿って読み上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

平成25年度施政方針

1 はじめに

平成25年第1回座間味村議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げます。

この度の議会は、村政運営の基本となります予算案や、義務付け・枠付けの見直しに関する地方独自の基準等を制定する「地域主権一括法関連」に伴う条例制定など、多くの重要な案件についてご審議をお願いするものであります。議案の審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

第1に、「村政運営の基本姿勢について」申し上げます。

私は、村長に就任以来、「地域力を活かし、村民が住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村」の実現に向けた考察を踏まえ、新たな施策や新たな事業を検討し、目標実現のため具体的な行動力を持って、村政運営に取り組んでまいりました。

本村を取り巻く厳しい経済情勢を踏まえ、今後、観光産業が元気を取り戻し、村全体の活性化に波及させることが、最も重要な課題であることは、疑いようのない事実であります。

その目標設定においては、誰もが一致するところではありますが、その手法において、若干の齟齬が生じ、ご理解をいただけていないところがありますが、関係機関との対話を通じ、豊かな村づくりの実現に向けて、全ての村民の心を一つにして、村政運営に取り組んでまいります。

第2に、「座間味村第四次総合計画の目標に向けた決意について」申し上げます。

思えば一昨年、地方自治法の改正に伴い総合計画の策定は、議会の議決を要しない状況となりましたが、本村議会の意向に沿って議会の議決すべき事件に関する条例を制定し、議会とともに、本村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定することとなりました。

議員の皆様と議論を重ね、策定しました本村の「第四次総合計画」については、私は、全ての村民の心を一つにしてくれる「道しるべ」であると誇りに思っているところであります。

県が主体的に策定した「沖縄21世紀ビジョン」に則った「第四次総合計画」は、「ひとづくり」、「産業の振興」、「くらしを守る」、「環境の保全」を四つの基本方針に据え、人と自然環境が共生する楽園を将来像に掲げております。私は、その実現に向け、全力を尽くしてまいります。

第3に、「早期健全化団体の脱出について」申し上げます。

平成21年度から4年間取り組んでおります財政の健全化計画については、実質公債費比率が平成23年度決算において、早期健全化団体とされる25%を大きく下回る21.8%を達成し、1年前倒して指数をクリアしております。

この3年間を振り返りますと、早期健全化計画に基づく緊縮財政を貫くことが優先課題であり、大きな壁を乗り越えなければなりません。

そのため、「海水淡水化事業」や「村道座間味阿佐線改良事業」「座間味小学校校舎改築事業」の進展や、限られた一般財源を活用した「本島への通院支援」、「堆肥等の船舶運賃補助」、「妊婦健診補助」など、私がやりたかった事業を一部に抑え、早期健全化団体の脱出を最優先せざるを得ませんでした。

村民の皆様には、あらためて早期健全化団体に陥った過去の行政運営に対し、心からお詫び申し上げるとともに、緊縮財政に伴う厳しい行政サービスの抑制に、ご理解とご協力を賜りましたことについて、感謝申

上げます。

早期健全化団体を脱出した本村の財政とは言え、相対的に自主財源の割合が低く、地方交付税等に大きく依存した構造には、変わりありません。

一方、歳出面においても、人件費や公債費の義務的経費の割合が高く、弾力性に乏しい構造となっております。

引き続き、全ての経費について、徹底した見直しを図り、無駄を排除するとともに、公正公平な税負担や収納対策の強化に努めてまいります。

第4に、「沖縄振興特別推進交付金について」申し上げます。

早期健全化団体を脱出し、計画最後の4年目において、いわゆる一括交付金が創設されたことは、誠に時宜を得た画期的なことでありました。

これまで、抑制したアイデアが、水を得た魚のごとく勢いよく飛び出してきましたが、如何せん、国・県も制度構築に時間を要し、市町村も事業企画が手探りの状態であったことは、否めません。

しかし、私は、広く村民から事業アイデアを募集するとともに、関係団体への説明会を開催し、村と関係団体等が主体的に地域の実情に即して、よりの確かつ効果的に施策が展開できるよう、事業化を図ってまいりました。

議会においては、3度にわたる勉強会にご協力いただき、あらためて感謝申し上げます。

振り返りますと、4億3千万円余の21事業については、「歴史・文化の継承、教育の振興」、「健康福祉、長寿の推進」、「観光産業の活性化」、「農林水産業の振興」、「定住条件の整備」、「環境保全」の分野において、万遍なく手当され、バランスのいい事業が構築できたものと自負しております。

年度末を迎え、平成24年度事業につきましても、万全な執行体制と進捗管理を施し、初期の効果が図られるよう取り組んでまいります。

さて、私は、今年5月までの任期であります。昨年の暮れには、二期目に向けた出馬の意向を表明したところであります。私が理想とする村づくりは、まだ道半ばであり、新たな行政課題を掲げ、二期目に係る村民の審判に臨みたいと考えております。

そこで、平成25年度当初予算においては、村営住宅の新たな整備、座間味中学校の改築に向けた調査設計などの事業効果や緊急性の高い大型プロジェクトや一括交付金の継続事業を計上するだけに抑えております。

一括交付金の新規事業については、私の任期中に湧きあふれたアイデアはございますが、6月から村長職務を預かる者が、予算を計上することが妥当であると判断しているところでありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 平成25年度の主要施策の概要について

次に、平成25年度における主要施策の概要について、十二の柱にそってご説明申し上げます。

第1に、「行政一般について」申し上げます。

東日本大震災を踏まえ、津波対策や減災対策を強化し、災害に強い島づくりを目指します。

阿嘉・慶留間出張所においては、一括交付金等を活用し、リアルタイムに証明書等が交付出来るようにするとともに、多様な機能を付加した出張所を拠点に、阿嘉地区、慶留間地区の活性化や観光振興にも取り組んでまいります。

村民の皆様からも好評であります、船舶の欠航時等におけるチャーターヘリの料金半額化についても、予算を増額して拡充してまいります。

第2に、「福祉サービスについて」申し上げます。

昨年10月、座間味島、阿嘉島の両島に開所されました「総合ケアセンター座間味偕生園」を拠点として、高齢者、障害者、子どもに対する福祉サービスを総合的に促進してまいります。

また、座間味偕生園における介護サービスの拡充に伴い、利用者が増加傾向にあることから、新たな介護職員の人材確保が課題となっております。村としても雇用の創出が期待できることを踏まえ、介護職の人材育成に努めてまいります。

児童福祉については、高校生等生活支援事業のサービスの内容を充実し、安心して学生生活が過ごせる体制を確立するとともに、次世代を担う子ども達の学力向上対策として、学習塾の開設に向け検討してまいります。

また、子どもの一時預かりについては、制度上の課題は存在しますが、ニーズの高い要望でありますので、関係機関と協議を図り、実現に向けて努力してまいります。

災害弱者の支援策として、緊急時における連絡網等の整備を推進してまいります。

第3に、「保健・医療について」申し上げます。

保健・医療については、特定健診並びに各種健診の受診率の向上に努め、早期発見、早期治療につながる取り組みをさらに強化してまいります。

また、本村においても、日常のストレスや経済的な要因に伴ううつ病が増加傾向にあり、患者を見守るゲートキーパーの養成を図るとともに、患者や家族の支援にあたる職員の知識の向上に努めてまいります。

第4に、「産業の振興について」申し上げます。

観光産業は、村の経済活性化を牽引する最も重要な産業であります。平成20年のリーマンショック以降、観光客の減少が続いており、厳しい経営の上に不安感まである極めて憂慮すべき深刻な状況であると認識しております。

この状況を打破するため、昨年、観光推進組織である一般社団法人座間味村観光協会が設立されました。

新たな観光メニューの開発や観光情報の効果的な発信による誘客活動について、官民が協働して取り組んでまいります。

また、外国人観光客については、クルーズ船の誘致や多言語情報の整備等を行い諸外国からの誘客を促進し、受け入れていくインバウンド対策に取り組んでまいります。

さらに、観光大使と協働した広報活動に力を入れるとともに、首都圏をターゲットとした広報活動についても強化してまいります。

農林水産業については、市場が那覇にあることから生じる水産物や家畜の航路運賃の助成や肥料搬入に伴う助成だけでなく、いつでも鮮魚が島で提供できる環境のための支援を図ってまいります。

第5に、「インフラ整備について」申し上げます。

村道座間味阿佐線の改良工事については、本格工事に伴い多少のご不便をお掛けすることもあります、安全で快適な双方向交通の整備のためですので、ご理解とご協力をお願いします。

阿真港の拡張については、安全でゆとりある係留が実現できますので、ご期待下さい。

また、慶留間港については、悪天候時における課題であります波除堤の整備につきまして、強力に県に要望してまいります。

座間味港の屋根付歩道の整備については、今年度で竣工する予定であります。阿嘉漁港の屋根付歩道の整備に向けては、国庫補助事業のメニューに無いなど課題もありますが、関係機関と調整の上、実現に向けて努めてまいります。

引き続き、観光立村にふさわしい、夢のある表玄関の創出に向け、努力してまいります。

第6に、「公営住宅整備について」申し上げます。

低廉で良質な村営住宅は、久しく新築がありませんでしたが、特に若年層から入居希望の絶えないことも踏まえ、今年度は、阿佐地区に公営住宅を建設するとともに、阿嘉地区及び慶留間地区での早期整備が出来るよう努めてまいります。

第7に、「ごみ行政について」申し上げます。

可燃ごみの処理については、これまで同様、那覇市及び南風原町の協力により処理委託を行ってまいります。

また、小型ゴミ焼却炉を座間味島、阿嘉島それぞれのクリーンセンターに導入し、搬出ゴミの減量化に努めております。

座間味クリーンセンターに係る裁判は、本村の主張が全て認められ結審いたしました。今後、国庫補助金に関することについては、関係機関の指導等に基づき、粛々と対応してまいります。

第8に、「環境の保全について」申し上げます。

本村の恵まれた自然環境は、村づくりにおいて欠かすことのできない貴重な資源であります。

昨年、エコツーリズム推進法に基づく「慶良間地域エコツーリズム推進全体構想」が認定されました。今年度は、慶良間海域を活用するダイビング事業者の利用ルール等を策定し、自然観光資源の規制に取り組んでまいります。

沖縄海岸国定公園の国立公園化への格上げにつきましては、座間味村の知名度の向上や管理保全の高度化が期待できることから、早急に実現できるよう国に働きかけを行ってまいります。

第9に、「簡易水道事業について」申し上げます。

海水淡水化施設については、一部を供用開始することで、渇水期にも安定して水を供給できるはこびとなりました。観光産業を支える最も大切なインフラのひとつである水道施設が運用することで、村民の皆様が安心して経済活動を行える環境を整えてまいります。

水道事業の広域化につきましても、早期に実現できるよう県に働きかけを図ってまいります。

第10に、「下水道事業について」申し上げます。

下水道については、接続率の向上を図ることによる環境保全に努めるとともに、料金の適正な徴収により経営の健全化に取り組んでまいります。

座間味浄化センターにつきましては、設備の経年劣化に伴い毎年増え続ける修繕等の経費が、財政を圧迫していることから、長寿命化事業を実施し、国庫補助事業による効果的な設備の整備計画を構築します。

第11に、「航路事業について」申し上げます。

航路事業については、昨年、一括交付金を活用して高速船を買い取り、本村の財産とすることで、負担していたリース料金を解消することが出来ましたが、今年度は、車両運賃の大幅な軽減化の実現に向け、関係機関との調整を図ることとしております。

また、平成25年度の早い時期に、船舶建造委員会を設立し、平成27年度を目途に大型で快適な新造船の実現に向けて取り組んでまいります。

また、貨物運賃等の徴収を徹底し、経営の健全化に努めるとともに、村民及び観光客へのサービスの向上に努めてまいります。

第12に、「教育について」申し上げます。

教育においては、離島へき地校の特色をいかした教育プログラムの充実を図り、効果的に機能する学校現場の構築に向け支援してまいります。

また、多様な社会に順応し、主体的に行動できる人材育成のため、外国語指導助手の配置や海外ホームステイ事業を実施し、気候風土・文化・産業等異なる世界に触れる機会である孺恋村交流事業を促進してまいります。

また、児童生徒の各種大会派遣参加のための船舶運賃や車両運賃の渡航費を助成し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

座間味中学校の校舎については、本年度実施設計を行い、平成26年度には快適で良好な校舎環境を実現してまいります。

以上、平成25年度の主要施策を申し上げます。

これらの施策をよりの確かつ効果的に展開できるよう、平成25年度当初予算については、

一般会計において、15億4,234万3千円

特別会計において、9億5,197万6千円

総額は、24億9,431万9千円の規模となっております。

村民の皆様のご努力や品川水族館、観光大使によるPR等もあって、多少観光入域客は、持ち直しの兆候が見られるようになっておりますが、本村を取り巻く厳しい状況には、変わりありません。

このため、社会経済情勢の変化等に的確に対応しつつ、諸施策を展開するため、職員一丸となって取り組んでまいります。

終わりに、村議会をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上もちまして、私の平成25年度の施政方針といたします。

平成25年3月6日

座間味村長 宮 里 哲

以上です。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

以上で、施政方針を終わります。

日程第6．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。2番 金城勝英議員。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

では、一般質問を簡潔にやりたいと思います。ラスパイレス指数についてでございます。本村の職員の給与のラスパイレス指数は、これまで県下41市町村では下位にあったが、2012年4月1日現在で国家公務員給与のラスパイレス指数を100とした場合に、105.2と実に18.4ポイント上がっているわけでございますけれども、その具体的な上がった理由を求めます。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それではお答えします。まず、ラスパイレス指数について申し上げますと、まず地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として職種ごと、学歴別、経験年数別に平均給与を比較し、国家公務員の給与を100とした場合に、地方公務員の給与水準を指数で示すものでございます。今回、ラスパイレス指数が18ポイント上がってはおりますが、これは平成24年、平成25年と国家公務員の給与については7.8%削減するという実質的な給与の減額を比較しますと105.2となりますが、これを加味しないで比較しますと97.1ポイントと、基本的には国の特別なことがあって上がったと。これが一番の要因でございます。そして若干、平成24年度におきまして昇任した。それに伴って昇格・昇給に伴って本村の等スパイラス指数が増加しているということになっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今の総務課長の説明につきましては、よくわかっておりますが、上がった理由というのは、例えば職員の昇任・昇格があったから上がっているわけですね。だから、そこを言わないといけませんよ。昇格もないのに給与が上がったというのは、これは絶対通らないわけです。だから、どういった方々が昇任・昇格して何名がどうなったのか、この方々がどのようになっているか具体的にもう一度お願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

昨年、7名の方が昇任しています。そしてラスパイレス指数の分母になる職員というのは、一般行政職員ということで特会会員の方、そして学校教育に携わるもの、そして国保、そして簡水です。下水はダム職員と兼務しているということで、ダムの予算もいただいていることから、この方は基本的に特会の担当者であります。26名の中に含まれます。その中で昨年は7名のうち、さらに一般行政職26名の分母に該当する職員が5名ほどやる気、そして適正な処遇配置を勘案して昇任させております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

職員の給与というのは、平成24年度の予算におきましては一般の皆さん方の31名の職員の中のトータルしたら1,000万円しかないわけです。平成23年度、平成24年度を比較したら平成24年度で1,000万円。今回の場合には2,900万円という、実に1,800万円も多いんです。これを職階性で言いますと、例えば今、課長がいますね、それから補佐がいます、係長がいます、いろいろあるんですけど

も、こういった職階性があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、職階性というのは、たしかいろいろ制度が変わっているの、言葉は今はないかもしれませんが、まず採用されますと主事というポストにつきます。数年後に定期的な業務以外を任せる主任、そして係長級の係長、そして主査。これはある程度概略を申し上げて処理もできる、そして課長補佐、主幹、これは課長の補佐をし、また高度な業務につける。そして課長、参事と、これは管理職でございます。こういう主事クラス、主任クラス、係長クラス、補佐クラス、課長クラスと5階級での職階と言っているかわからないんですけども、そういう職務体系になっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これ給与を今見ましたら、予算の計上のほうを見ましたら、補佐と係長が一番に上がっています。だから、どうしてなんぼ給料上げてどうなったのか。例えば渡りにやったのか、これを。例えば今、係長から補佐に上がる場合、または上がった場合には昇給するんですけども、昇給とその給与の直近の上位をとりなさいということがあるんです。これをもっと上げたいのではないかと今、思っているわけです。なぜかと言うと、非常に差があるんです、これ。考えられないです。例えば1人の係長の去年と今度の場合は1人で5万9,000円上がっております。わかりますか、これ。この予算を皆さんが上げた予算、計算違いになるのか、本当に冗談ではないです。5万9,000円も係長と今の補佐が上がるというのは、本当に計算をやっているのかなと思うんです。これはよく新聞等にも今、載っていて大きな問題であちこちで何かなっているようでございますけれども、これは非常に慎重に、今まで下位にあったラスパイレスが今は41市町村で11市に入っているんですね。今みたいに各大きな那覇市とか、いろいろ大きな市は自己で、自分たちで給料をつくっているんです。国のものではないんです。だから、上がるんです。私なんかの交付税で賄っているものというのは、やはり足並みをそろえるというか、例えばブリジストンとかいろいろなものが何パーセント、大体、上がるか上げないかちょっとの差だったら考えますが、18倍もポイントが上がるというのは絶対考えられないんです。だから、私は計算間違いではないかと思うぐらいです。非常に不思議でならないんです。だから、これは本当に何名、5名上げた、6名上げたとか何とか、5名とか何とか新聞には載ってはいるんですけども、5名がそれで上げて、こんなにポイントが上がるわけないです。だから、これは本当に給与係が本当にやっているかと思うんです、僕は。これ100%余ったら大変ですよ。今、ずっとやってきているんですけども、皆さんはただ簡単にラスパイレスをこれを出してはいるんですけども、新聞等でもたたかれています、こうやって。座間味村のいろいろ載っています。だから、これは非常に慎重に、例えば昇格しようが何においても、企業というのはめくらめっぽうに、この子はこうだから、ちょっと上げたら困るみたい。だから、例えば1号級の13号になったら2号の8号に上げるとか基準があると思うんですよ。これを乗り越えて上げたら困るんですよ。だから、今、この予算いろいろ去年のところと比較したら、係長補佐が1人5万9,000円上がっているんです。5万9,000円そんなに上がりますか、これ。絶対に考えられません。すみませんがもう一度。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

昇格時の大変お詳しいので、その辺の詳しい答弁になりますが、昇任しましてこの級からこの級に上がるのは直近上位のものに上がります。これは適正にされています。また、長年キャリアをつんでも係長にはなれないけど、以前は渡りと言いまして、これを処遇でやっていた時代もありました。これは正直申し上げて県もあつたと思います。そういうような恣意的な給与の操作は一切ございません。きちんと昇任に伴って、きちんと給与を上げる昇格、直近上位のものに給与表を適用するという適正な処理になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この渡りとかそういったものは、例えば同じ年に3名入った場合、1人は課長に上がる、1人は補佐に上がる、1人は係長か何かといったときには、非常に差があるわけです。そのときに、この渡りというのは給与、この課長は同じ年に入って同じ学歴でもって入った場合には、これに近づけるために渡りというのはやっていたわけですね。だから、今、何か参事というのがいるようですけども、参事というのは何名いますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

参事職は3名おります。所長兼務署長とって表現しているものもありますが、いわゆるポストの課長でないラインの参事というのが3名おります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

参事そのものというのは、私はこう思うんです。例えば課長の職にあつた方が、課の統合等いろいろなものにおいて課長の位につかない場合には、やめさせてはいけないからということでどこかのポジションを置くから、参事としていいと思うんですが、現に、課長もいて補佐もいて参事もいるんですが、3名いるといたら。これは本当に考えられますか、これ。例えば50名とか70名の職員だったらいいですよ。わずかな30名足らずの職員の中に参事が3名いるのは、本村だけだと思いますよ。私はこれは絶対に納得できません。例えば課長がいるから補佐がいるでしょう、そして補佐より参事というのは上になって給与は上がっているわけですか、今。給与は上がっているんですか。考えられない話ですね、これは。だから、こういったところはもう少し県のほうの地方課とかいろいろなところに給与課と相談してやらないとですね、だからこのラスパイレスというのは上がってくるんですよ。こんな小さい3名のいる課、4名のいる課の中に課長がいる、補佐がいる、係長がいる、そしてその中にまた参事がいるといたら、これは考えられない話です。みんな役員ですよ。職員というのは、これは本当に見直してもらわないと、他の村からも笑われると思いますよ。だから、課長、そしてそのような参事がいるところは補佐もいるんですか、課長。ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

一例を申しますと、基本的にはそういう補佐もいて参事もいるということとはございません。やはり補佐の業務もしつつ、課長の高度な業務についてもさせる。うちの総務課で言いますと一括交付金の総括をさせまして、今回、各市町村が大変南部の町でも7億円ほど執行できないとか、そういうことで執行できないとい

うようなこともありましたけど、私どもはそういうことはございません。今回はこの参事を補佐もさせながら参事もするわけですけど、一括交付金の特命事項を与えて、スムーズにいつて成功した事例だと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、私が聞いているのは、例えば総務でしたら総務課長で今、補佐がいますかといのを聞いているんです。いない、どうしてないんですか。その理由をお願いしたい。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変申しわけございませんでした。参事の職にある者は単なる特命ではなくて補佐の仕事もさせつつ、またさらに加えて特命事項も与えて、この参事が補佐も特命を与えた参事の業務もやるという形で、1名の者が補佐を兼ねる形になっております。住民課においてもそういう形でダブルと言いますか、課長補佐も置いて参事も置くというようなことはしておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

補佐がいない、これ例えば文書の決裁というのは課長補佐、こういうのは決裁の義務があるんです。参事というのは義務はないんです。そのときの決裁はやっていない。参事が補佐がいない総務の決裁は補佐がいないからそのまま空白ですか。これはですね非常にこんな小さい島ですよ、こんなことをやったら困るんですよ。そしてすぐ課長が移動した場合、また次上げるといったら参事を上げるとかこうやっていきますと、普通は補佐が上がってくるのが本当じゃないですか、課長補佐が。これはもう一度行政のあり方というのはもう一つ勉強して、給与のいろいろなバランス的なものというのは、本当にこれを見たらびっくりするんですよ。だから、去年の平成24年度の予算におきましては、前年度との比較が1,000万円になったんですね。1,000万円の比較。平成23年度より平成24年度は1,000万円上がっている。これはルールみたいに定期昇給があるから、これが上がります。上がるんですけども今、平成25年度を見ますと平成24年度より2,900万円なんですよ。1,800万円計上して上がっているんです。これ見ていないですか、課長。ただ予算だけつくってればいいというようなものではないですよ。簡単なようで200万円ぐらいだったら今はこれだけ上がっているからと、何で2,900万円も。それは給与係の計算が間違っているのか僕はわかりませんが、1,800万円も去年より給料が上がるというのは絶対考えられませんが、これは。本当ですよ、これはもう。なぜかと言うと、今年度は課長も1人減りますからね。やめる。そして上がるのは補佐が上がると思います。だから課長の給料はないから下がると思ったんです。新しいのが2人入る。今、課長の半分の給与、1人の給与を半分で2人でも分けるぐらいなんですよ。今の新しく入る。だから、あんまり上がるはずはないと思うんですよ。だけど、1,800万円上がるというのは、これは絶対考えられませんが、余り言ったら困りますので、これで終わりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

以上で2番 金城勝英議員の一般質問を終わります。

ちょっと訂正があります。最初のほうは3番と申し上げていましたが2番に訂正をお願いします。

続きまして1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私のほうも一般質問2点ほど上げております。1つ目は、先ほどの先輩議員の質問に関連するんですけども、私はラスパイレス指数というか、職員の給与について。2つ目は、今後の(株)二一・ざまみの事業運営について。この2つを質問させていただきます。

さて、先程来、先輩議員が質問されているラスパイレス指数、これは去った2月9日の沖縄タイムスの新聞紙上において、「市町村給与、国を上回る県内水準23年ぶり」という掲載記事がありました。記事の内容は、前日の2月8日に県の企画部市町村課が公表したもので、2012年4月1日時点の県内41市町村の一般行政職の給与水準が平成23年度より国を上回るとのことでありました。記事の末尾には「県内最大の伸びとなった座間味村は一般行政職26人のうち5人が昇格、昇給し平均給与を押し上げた」と書いてあります。この数値には間違いありませんか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

はい、間違いございません。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

その経緯を具体的に。具体的だったのかどうかわかりませんが、私はその経緯を具体的に説明していただきたいと質問で投じているんですけども、去った答弁で大体は聞いてわかりますので、二重に答弁するのはちょっと時間の関係上省略します。先程総務課長が、実質は国が年間に7.8%、特例法に基づいて下げているので、これを勘案すると実質97.1%であったということで、詳しい説明ありがとうございました。

ところがですね、表には18.4%、105.2で18.4%前年比で上がったということで、この指数で説明をしていきたいと思います。国のものを勘案して97.1ポイントの場合、各市町村を比較すると、上から12位タイになっているんですね。それで105.2の場合には、上から11位タイです。先程も先輩議員からあったんですけども、このラスパイレス指数のこれまでの我が村のランクは、多良間村と最低値を競っていたように思っていました。職員の中にも聞きとったところ、そう思っていたというのがありました。

そして今回の数値。最低値は同じく多良間村で90.5。記事には100未満は13町村で、うち11町村が離島だと書いています。ちなみにこの村、座間味村と同程度の離島で100未満は渡嘉敷村、栗国村、渡喜喜村、北大東、南大東、伊平屋、伊是名、竹富、与那国、多良間、伊江村、これらの離島の指数は100未満なんです。100未満ですよ。座間味村の指数を105.2とした場合、離島のほとんどが下位の位置にあるんです。上位はと言うと、南風原町、これは以前から上位なんですね、南風原町は。108.7から始まり、我が村は11位タイの上位105.2。久米島が唯一離島で105.9です。市や町を含めて上位11位タイ。人口1,000名弱、きょう人口を調べたら924名です。人口924名の村で、県内市町村で職員給与の指数が11位。職員数の数はほぼ同じ状況の中で、よっぽどの増額があったんだと考えられます。先ほども説明があったから、余程のことがあったんですね。村長の施政方針にもあったように、村は現在、観光客が減って厳しい状況にあるんです。それで事業者においては施設の整備に投資した借金の返済に苦慮し、従業員の給料の支払いに苦慮し、ましてや村民はこの村の財政事情の悪化の名の元、賃金等も減り公共料金も払うのに四苦八苦しているんです。そんな中、職員給与が大幅にアップされていることが新聞に、載らなければ。村民はわからなかったんですけども、新聞に載ってしまったんですね。それで同じ予

算総額の中で、全く。職員の給与は上がるが村民サービスは低下していないか、幾ら何でもという声がたくさん聞こえました。昨日、変な文書が回ったみたいですが、そこでお聞きします。一般的に昇格とは、職務の複雑化、困難及び責任の度が高まったときに、職員の職務成績に基づき上位の職務の級に昇格。この成果主義の中、大幅に給与を押し上げている今回の5名の昇格、昇給の根拠、基準は何でしょうか。それから、発令はされたのでしょうか。村民はこの事を知る権利を有していますが、個別の給与の公開はできるかどうか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず昇任、昇格する基準というのはですね、私ども年末にかけて、まず各課長が職員を評価します。すべての職員を各課長が評価をし、そしてまた上位の者が再度評価をする。1人の者だけの評価ではおかしい場合もあるので、それで各課長は村長が評価をする。こういう形でシートで評価をして、その上で総合的に判断をされて何人かの者を昇任します。基準というのは、まずは評価という手続を踏まえて最終的には村長の専権事項でございますので、そういう形で村長の判断で昇任させております。そして発令につきましてはですね、何々に補する、何々に課長にするという形の辞令交付をもって4月1日、補佐から参事へ、主任から係長へという形で発令をしております。そして、そういう給与が…。ちょっと休憩お願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

その経緯について公表するということになると、極めて個人情報のある例えば評価シートですね。ということは、私の行政的な経験からすると公表するには適していないと思います。これは決裁をされたそれぞれの判断はいいんですが、これは内部資料でございますので、個人情報を含んでいますので、それがオープンになるとそれぞれの課長と職員との関係にも影響しますので、公表は私の段階ではできないと判断します。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

先程昇給の根拠に、職員は課長が、課長は村長がというようなことで段階を踏んで手続がされた。それは庁内にそういったいわゆる評価委員会という組織があつて、その中でされているんですか。

もう一つは、発令は辞令をもって4月1日にされていると言われたのですが、その中に給与額は表記されているんですか。それから、個々の給料は公表できないということがあったんですけれども、例えば監査が要求していれば、それは資料をもらえるのですか。この3つお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、評価委員というような措置ではございません。まずは年末、10月ごろぐらいから行いますが経営

会議で、私どもの一番の最高意思決定機関の経営会議でこういう形で行いますというもので諮って、それで決定します。そして辞令書に給与号給が載るかというときに、私は去年を参考にして載っていました。今年は辞令で、私の経験知も踏まえて辞令でもって発令をするとすると、全員にやらないといけない。例えば何号級に上がる定期昇給ですね。そういうことも考えると、ちょっと違和感があって、今回は辞令書に何号を何号にしますという部分は除いております。そして給与の監査の対象になる給与の支払いとなると、違法にこの人はこの給与で号給だけど、額を多く払ったり少なく減じて払ったりというようなことがないかどうかという一面だけでは、これはいわゆる公金の支出ですので、そういう面では監査の対象になり得るなど感じています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先程の発令というか、辞令の中には号給は載せないんですか。普通、どここの課長を命ずる号級、何級何号級を給するという形があると私は思っているんですけども、これを確認します。これはやらなくてもいいんですか、総務課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ちょっとすみません、休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

平成24年度4月1日の辞令を確認しました。昇任したりした者に例年、何号級にするという旨の人事異動と一緒にありましたようです。それで私がかかわった平成24年4月1日の辞令についてはですね、人事異動及び人事記録に関する規定というのがございまして、それにのっとって表現方法があって、そこには号給がなかったものですから、シンプルにその規定を準用した形で、規定にのっとった形で辞令を交付ということで、省いたまでです。これは私の一存でやっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これは雛型どおりやっているからということで解釈しておきます。ちなみに平成24年4月1日現在のラスパイレスが発表されたわけですけども、村民の関心度も高い中、先程の先輩議員が言われた今年度の予算で、補佐級が5万7,000円も平均でアップされている。これは平成25年4月1日のラスが非常に高く、余計に関心を持つわけですけども、さて市町村課が発表した2月8日、新聞は2月9日なんですね。市町村課が発表した2月8日の発表資料には、この平成24年度地方公務員給与実態調査に係る県内市町村のラスパイレス指数について、この冊子・表があるんですね、これも発表されたんです。これにはですね、

課長見てください。市町村別ラスパイレース指数の推移、これには平成17年度から平成23年度まであって、平成24年度には先程総務課長がおっしゃられた国家公務員の7.8を見なかった場合の参考値というのがあります。105.2が参考値では97.1という表があるんですけど、これに基づいて説明をします。ちなみに105.7を基準、これは105.7で置いておいて、これからさかのぼって見るとですね、平成18年、我が村は80.8、前年度比2.6%。平成19年81.5、前年比0.7%。平成20年78.5、低いですよ。前年度マイナス3.0。平成21年79.3、低いですね。前年比0.8%。幾ら我慢してきたかわかるんですけど、平成22年87.1にぐんと上がっているんですよ。これは前年比で7.8%、これは伸び率が県内市町村ナンバーワンです。市を含めてですよ。ちなみにその年の町村の平均が1.0%のアップに対して、我が村は7.8%。平成23年86.8%、少し落ちたんですね。マイナス0.3%。そして平成24年これは105.2を97とかえてもかなりの伸び率を見せています。今回のラスパイレース指数が目立っているんですけども、実は平成22年にも87.1%で前年比7.8%、これも同じく今年も含めて県内市町村ナンバーワンの伸び率を見せているんです。これは当時、平成22年度から平成21年度ですか、平成21年の給与、かなりの増額があったものだとこの表から推察されます。当時はですね、職員間からも不満の声がたくさん聞こえておりました。これがのど元過ぎればで、忘れていたんですけども、今回の記事でまた噴火したような状況になっていますけれども、再度伺います。議会からこの職員個々の給与の数値の推移を求めたら答えられますか。いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

個々の職員の数値といったときに、どういう形になるのかと想像はできないんですが、個人情報とかいろいろなことを総合的に考えると、どんなもの、ずばりこうですとはちょっと言い難いなという感じです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

議会からということで渋っているみたいですけども、いいでしょう。私は新報しかとっていないので、きのうの新報に1月13日ぐらいかな、麻生大臣が発言しておりました。国も給与を削減したので、地方公務員も給与削減をやりたいと、それが実施された場合、その削減の矢面に立たされるのが我が村じゃないかなと、この数値を見て、ふと懸念しました。村の自治体の給与が極端に上がった場合に、交付税の減額が今ささやかれています。きのうの新聞ではラスパイレース指数がどうのこうのじゃなくて、いわゆる地方公務員の給与も下げるか、その給与を下げないかわりに交付税を下げるかというようなことがあったんですね。さて、村民の生活の向上を目的に法に基づき配分されるべき交付税がラス指数の異常な上昇により減額された場合、今回のラス指数の上昇は村民の不利益を招く重大なことになりかねない。このことをどうとらえていますか、村長にお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。まず、ラス指数につきましては、非常に難しい計算になっているようでございます。その中で国家公務員との給与の格差についてわかりやすいと言いますか、数値だけで言いますとわかりやすい計算方式になっていると認識をしておりますが、私たちといたしましては、まずラスの計算方法がすべてではないと考えているところがございます。そういうところで、もちろん不利益になるようなことがあってはい

けないと思いますので、私を含め地方6団体である全国町村会のほうでも、これまでの給与削減等々は国は行っておりませんでした。市町村はその財政状況に合わせてその都度その都度、職員給与を抑制しておりますので、これはぜひやるべきではないという訴えをしているところがございます。そういうこともありまして、できるだけそういう環境にならないようにしていきたいと思いますが、ただ、村民が不利益を被るような事態にならないような最大の配慮をしていくということが私の仕事だと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

何度も言いますように、平成24年4月1日。これは前年比で、平成24年4月1日のラス指数が97.1%、前年比で10.3%。それから平成22年度に、この表が配られてから気がついたことなんですけれども、村民はだれも気づかなかった前年比で7.8%。この前年比の7.8%がなければ今回の増額は20%近くいっていたことになります。それぐらいの村長就任の4年の間に2回も県内トップの上昇率を占めているというのに、何か不思議なものを覚えます。我々は議会として村民の疑問に答えなければいけないので、職員の給与の推移がわかればそれを求めていきたいなと思っております。この件は以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の御指摘につきまして、しっかりと精査をして先ほどの金城勝英議員からもありました、計算ミスはないのかということも踏まえて、しっかりと精査をもう一度、これまでも精査をして予算書を提出させていただいたつもりではございますが、もう一度精査をさせていただきたいということ。それと私たちのような小さな自治体では職員がもちろん少ないですので、分母が少ないわけですから上昇が如実にあらわれやすいということもあるということをお理解いただきたいのと、大きな都市に比べると新採用の場合に高卒あるいは大卒の採用よりも一般的な話として中途採用の方が結構いらっしゃいます。そういうことで加味した場合にはラスが上がるというような、私たちからするとちょっと不公平な計算式になっているというのが事実だと私は認識をしております。それから、給料が高いという話でございますが、できるだけやはり公務員全体の給与に合わせるのには僕は必要だと思っております、ちなみにですが、座間味村の平均年齢が50.5歳、渡嘉敷村46歳、栗国村48.8歳、渡名喜村46.7歳という平均年齢で、職員の平均年齢、私たち座間味村は一番高い中で、平均給与月額という計算をさせていただきますと、上から3番目の額になります。そういうことからしますと、むちゃくちゃ座間味村だけが高い給料を取っているという認識ではないんじゃないかという見方もありますので、いろいろな方向からこの数字というのを見させていただいて、適正な給与体系を維持していくことをまた頑張っておっていききたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

それでは2点目の今後の（株）二一・ざまみの事業運営について。（株）二一・ざまみの株主配分は、座間味村が52%を占め、他は村内の団体や事業所、個人が48%と構成されております。筆頭株主としての、座間味村長の今後の事業運営について考えをお伺いいたします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

筆頭株主として、私ども経営陣から定期総会での説明、そして、ときどきにおける事業計画等を伺っております。内容はですね大変率直に言って内容には無理があつてですね、理解できない部分もございます。そのため村長は就任以来、経営責任を明確にするということもありましたし、また、そういう意味から役員にならず外から二一・ざまみの経営状況の検証をさせていただきました。そして去った議会でも申し上げたと思いますが、現在、顧問弁護士とも相談しつつ会社の存廃に向けた方向性を導き出したいと検討しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

筆頭責任としての考えが存廃について検討しているという、この答弁は一、二年聞いているんですよ。でも相変わらず進展がない答弁だなと思います。このことは御存じですかということで聞きたいんですけども、その前に二一・ざまみは、行政と一体となった地域活性化を担う組織として議会の同意を得て、村が52%出資する第三セクターとして平成11年3月31日に国・県の指導のもとに設立されております。平成11年3月31日。次は平成12年に会社の設立を前提として当時の通産省の外郭団体であるニューメディア開発協会が公募したバーチャルアイランド・コミュニティ・システム、今のビックスです。これに採択されたのも今使っているバーチャル村民と村のインターネットの予約システム等。これも含めて21・ざまみの名前を使って採択された経緯があります。一次はパパイヤ、インカのめざめの生産販売等、村民が夢を共有した会社であります。前村長の時代とはいえ、村が音頭をとり株主を集い設立した会社であります。村は筆頭株主であるんです。筆頭株主としてこれまで役員を送らず静観したと言っていましたけれども、経営陣に指導助言どころか提言すらない。最終的には弁護士を連れてきて弁護士に任せます。これで筆頭株主との今の責任、いわゆる答弁になりますか。どうぞお答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私も2カ年という限られた中ではございますが、二一・ざまみの設立の理念は大変すばらしいものだと思います。そしてその高い理念、崇高なる理念に基づいていろいろ事業を手掛けた。これもすばらしいスタートだったと思います。しかし、いかんせんこの間、これまでの間ですね、経営がうまくいかなかった。これは確かな事実でございます。そして私ども三セクではございますが、究極を言うと株式会社です。三セクと言ってもですね、特段の規制があつて、または債務保証をするとか、そういうことはございませんので、基本は一般的な会社でございます。その中で存廃、存続、廃止もしくは増資による民間移譲、これらは大変やはり難しい問題で、やはり専門的な知識がないとできないということで弁護士にも相談して、その大きな課題について今、検討しているところでございます。筆頭株主としての責任も含めて大変大きな課題ですので、大変私どもも苦慮しているというところです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先程来、経営が苦しいとか理念がどうのこうのとか言っているんですけども、それに指導・助言・提言すらない。冷たく、ただ遠目から静観しているだけ。これが筆頭株主のあるべき姿ですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、二一・ざまみに関して、どうするんだという基本的なあり方、これがまだ定まらない中でですね、それじゃ提言・助言と言っても、これは全く基本的な方向性がない中でのアドバイスに過ぎません。予算についてもいろいろそごがあって阿嘉島の綱とり、いろいろな課題があってですね、また総合的に判断して個々の判断で適正な私ども役場としては適正な判断・措置をしたと思っております。提言・助言というのはですね、いろいろな形で二一・ざまみの会社と議論をする中で時には厳しい判断もしたというのが私たちの今の2カ年を振り返った、必ずしも経営を存続するための提言ではなかったかもしれませんが、それが私たちの提言であったということです。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

約1年ぐらい前ですね。平成24年3月26日付で、(株)二一・ざまみで座間味村長あてに要請書が提出されております。その内容は5点ありまして、1つ目が阿嘉港ターミナル内商品売り場の継続使用について。2つ目が清涼飲料水自動販売機の継続設置について。3つ目が役員の派遣について。4つ目が会社育成のための指導部署の設置について。5つ目が観光事業展開への指導・助成について。この5点の要請が3月26日村長あてに出されています。この回答が同年4月28日に村長から二一・ざまみへ提出されております。1点目、2点目は別として、3つ目の役員派遣についての回答は、現在、(株)二一・ざまみの事業内容は、設立の理念とかけ離れた現状であり、村としては(株)二一・ざまみの今後のあり方について一定の結論を決定する考えであります。そのため、今後のあり方を検討していく間は役員の派遣の要請についてはお受けいたしかねます。4つ目の会社育成のための指導部署の設置について。上記3でも述べたとおり、村としては(株)二一・ざまみの今後のあり方について、一定の結論を決定する考えであります。そのため、今後のあり方を検討している間は人材の確保・育成や事業の創出と経営の安定拡充に向けた指導部署の設置は考えておりません。なお、過半数以上の出資者としての出資組織に関する指導やチェック機能を有する村の窓口化はあり方検討を行っている総務課等があります。5つ目の観光事業展開の指導・助成について、回答は修学旅行誘致拡大のみならず、観光産業の活性化については村として重要な課題であると認識しております。そのため商工会等関係者と連携し、観光協会の設置に向けた議論を行っているところであります。2つ目と3つ目の回答にですね、今後のあり方について一定の結論を決定する考えはありますとは、会社を畳むとしか聞こえませんがいかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

結論ありきで議論はしていません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。存続もあり得ると解釈しておきます。5つ目の回答について、5つ目の回答の内容はですね、僕は回答文しか読み上げていませんけれども、要請文についてはパンフレットなどの費用助成と、これは修学旅行誘致のためです。費用はみずからとビューローからの助成で行っているということで、厳しいから役場には観光部門、船舶部門、そして商工会、本社も含めて調整組織の設置を求めているのに対

し、さっき読み上げたような形で観光協会設置に向けて議論を行っているところでということで、全然論点が違うような回答をしているんですね。

さて、今年の修学旅行、まだ今年になりますけれども、二一・ざまみが預かった修学旅行は27校ありまして、今年は夏の台風が多かったですね。スーパー台風が二、三個ありました。そういう中で9校がキャンセル。だけど、もうそろそろ3月決算の時期に入ります。見込みですけれども、単年度は黒字が見込まれて、来年に向けての修学旅行の誘致に頑張りたいと気合いを入れているところなんですけれども、そういった修学旅行の誘致等、今現状として実績がある中、何らかの助成措置がこれからも見込めるのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう一回質問をします。平成24年度に27校という修学旅行を扱っております。中には今年、台風が多い中9校のキャンセルがあったんですけれども、単年度黒字が見込まれている修学旅行部門です。会社としては、それから修学旅行を扱っている事業者としては、さらに来年を期待しているんです。それから再来年とこれから二一・ざまみが修学旅行を扱う中、村としてもその誘客に何らかの支援が必要なんですけれども、それに対応できるのかどうか回答をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

お答えいたします。確かに修学旅行の時期というのは夏場を外れてお客さんの少ない時期に来ていただくということで、大きなメリットがあるというのは認識しております。ただ、二一・ざまみが一生懸命やっておられるようですけれども、村としては修学旅行もそうなんですけれども、村全体のピーアールとして修学旅行も含めて観光協会または村が直でピーアール活動をやっていくことにしておりますけれども、もし21・ざまみが先ほど言われていたように、修学旅行のための何らかの助成をしてくれという、もし具体的な申し出があればテーブルに着くことは可能だと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

よろしく助成、バックアップのほうをお願いします。やはり足を引っ張らないで、手を差し伸べて村の産業を育成してほしいと思います。ちなみに、もしこれを先ほどの一定の結論を出すということで言葉を何か濁したような感じなんですけれども、累積赤字を抱えている会社、これを清算するとなると大変なエネルギーが必要です。それから従業員の雇用問題、ほかに48%の株主への説明、村としては村には村民全員が村が52%株主であることは村民が株主なので、そこら辺の説明責任がありますので、ぜひ会社を育てていくようによろしく御指導をお願いして、わたしの一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で1番 大城 晃議員の一般質問を終わります。

続きまして6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

一般質問、座間味村の例規集の整備について質問させてください。最近で、例規集の改廃、それから差し替え等がうまくいってないのか、非常にそういったトラブルが目立っておりますが現状を。例規集の管理、そういったものについてどのようになっていますか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず例規集、これが例規集になりますが、委託業者、専門業者がいまして、そこに委託発注しております。そして、それとは別に行政内では当然、村の内部ではそれぞれの条例・規則等の所管課がその改廃を議論して、調査して、そしてこれがじゃあ改廃するとなればですね、条例においては経営会議等で必要に応じて経営会議、そして議会の議決を経て改廃。そして公布式をやって掲示板に公布して効力が生じる。そして一年間、そういう改廃、条例規則等の改廃をひとつにまとめて、委託している専門業者に依頼をして、追録という形で差し替え、差し追録としてこの例規集に反映されて、整備が整うという手順になります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

そのようにスムーズにいったら問題はないと思いますが、それがされているかどうか非常に不安を持っておりまして、今お手元を持って、先ほど一般質問にいろいろ答えられていたそちらの総務課長の例規集、それは実際正しいのかどうかという非常に疑問を、それで皆さん、職員も含めて皆さんも思っているところだろうと思います。総務課長は自己管理でちゃんとやられたかもしれませんが、この例規集については今に始まったことではなく、もう何年も十何年も前から結局そういった事務の滞り、管理の不十分さから、皆さんも困っているところだと思っております。これですね、先ほど職員の平均年齢が50幾つかという話もありましたし、昨今は数年で退職者が半数出るという状況の中で、在職中という期間でもいいですから、100%のものにしていきたいということで、具体的に今年度はいろいろな条例とか例規集の問題が議会からも提起されておりますが、来年度この例規集に問題があるという認識のもとで整備するお考えがありますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

前定例会で議員のありがたいご指摘を受けまして、今定例会では2つの条例の改廃、1つは修正、料金が実態と合っていない。そして、もう一つは事業が存続していないのがあるということで、廃止条例を出しております。こういう指摘、本来ですね、あってはならなくて、それぞれの個々の職員がそれらをきっちり管理して所管する事務の条例・規則等を把握した上でやるべきところではあったと思います。これは議会の指摘もあって、やったと思います。今後、こういう大きな正しいものにするというのは当然ですが、予算もかかることですので、努めて例規集と言いますか条例規則の改廃にあっては細かい指導をして、起案をしてもこれじゃあだめですという形で、こういう形にしない。これは例規集独特の改正の改め文とかいう独特の世界がございます。なかなかこれを職員がうまくいかない部分がありますので、私がいました2カ年は意識してやっております。それとそれぞれ職員が技術を学んでノウハウが蓄積していけば私は十分職員でもやっ

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

まず、皆さんの仕事の基本になるのがこの例規集、それから規則、事務取り扱いになりますが、結局、整備をしなくて別に例規集なんかどうでもいい、条例もどうでもいい状態で仕事がやっ

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

すみません。ちょっと私の答弁が継ぎはぎだらけになってですね、スムーズにいかなかったのが誤解されていると思いますが、例規集に入る条例規則を常に整備するのは職員の責務です。やるべきことです。そして特別な形で予算を加えてどうのこうの外注するということは予定はしていません。条例はですね、条例規則とルールにのっとって職務をするというのは日ごろから意識させて、そして1つの形として例規集の業務があると。例規集といいますか条例・法令・実務の業務があると理解しています。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

そんなに時間をとりたくないんですけども、座間味村のホテル、行政手続事務、それから役場の信頼及びそういったものの根本的な不信はどこから来ているか。いわゆる手続論なんですよ。これがすべての行政不信のもとです。そのもとで手続をいかにやっていくか、確かに事務手続がありますね。今まで皆様ほとんどの方がこの例規集に対しては不安を持っている。この例規集に対して、要するに今みたいに通常的なことで問題はない。特別にやる必要はないという御答弁ですけど、私はこれは個人の問題とか精神論の問題じゃなくて、組織としてある一定時にちゃんとやらないといけない問題だと僕は思っていますけど、それで、今、経験も積まれている30年、20年の経験の皆様がほとんどやめていかれる。やめたら私関係ありません。経験者が若い人たちにやっていきなさいということなのか、私は皆さんがいる間に、例規集について基本的な事務、もともとになるもの、この例規集は確かに問題ないかもしれないけれども、象徴的なものかもしれないけど、ある程度のプロジェクトを組んで、皆さんの意識の中で、頭の中で、業務の中で1週間に1回、月に1回でもいいから課で例規集について会議するなり、この座間味村が復帰して30年間、その間に積もった改正が差しかえされていないものもいっぱいある。これを見るのは大変である8,000ページもある。そのままやっていくということになると、皆さんは仕事に対して本当に自信を持ってやっていけるんですか。余りくどくは言いたくないんですけども、じゃあ村長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。私は総務課長はそういう意味で回答をしていないとは思いますが、単刀直入に、しっかりと条例の中身で間違っているところは修正をするということは当たり前のことですので、今すぐとか、できるだけ早い時期からそういう形、どういうプロジェクトという御提案がございましたけれども、どういう形になるかはわかりませんが、しっかりと見直しといいますか、させていただいて問題のないような例規集をしっかりとつくっていく、そしてその中で御指摘のある事務手続の信頼性というのを担保していくという環境をつくっていくように、私のほうで頑張っていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

わかりました。じゃあ、そのようにぜひお願いしたいと思っております。できたら月1回、例規集の日でも各課でつくっていただければより進むんじゃないかと思っておりますが、以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで6番 宮里清之助議員の一般質問を終わります。

続きまして3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午後にまたがると思いますけれども、まず1番目に副村長についてということで、先ほど施政方針演説の中で村長は平成25年度の予算も6月以降に決める予算を急に話をされていましたので、この後に同僚議員が村長に立候補するかどうかを聞きたいということで一般質問で予定しているみたいですので、多分、イエスで答えは出てくると思いますけれども、私はこれを12月にも実は副村長について質問をしているんですね。そのときにですね、村長と総務課長が、総務課長は条例の件でお答えいただいたんですがね、副村長を置かなくちゃいけないんじゃないかということでやりましたところ、村長の答えがですね、「人選等々、必要性を痛感しているところでございますが、これまではいろいろな金銭等々、私の考えも含めて合致する方、お願いしたい方が見当たらなかった」というお答えをいただいているんですよ。それでですね、今後ですけれども6月以降ですね、当選された場合には副村長の設置を考えておられるかどうか。これは多分、後で予算の中でもあした出てくると思います。その辺をちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、私の任期が5月までということが1つございまして、その次に後ほどまた一般質問で宮里議員からありますので、そこでまたいろいろ話が出てくると思うんですが、仮定の話はなかなかしづらい部分がまずあるということをお理解いただきたいと思っております。その中で、次期の村長選にも出馬をさせたい旨の報道等も出ております。それは決して間違いではありません、事実ではあるんですが、その中で次期村長になる人が決めることであり、今の時点で私が表明するものではないと思っております。ですから、次の6月1日以降の新しい村長のもとで、そのときの村長が必要だという認識のもとに予算を組み、そして議会の同意を経て副村長が決まるという流れになると思っております。まず今、私の任期が残り3カ月を切っておりますので、もちろん私の現任期の中での副村長に対する承認願いを出すつもりはございませんが、というところが本音でございまして、新年度予算においてももちろん6月以降のことですから、副村長の人件費に関する予算は組んではおりません。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

また12月に戻りますけど、総務課長の条例についての答弁ですが、私は今、村長の答弁を聞きましたが、必要性を痛感しているのに条例の整理の必要性はないと理解していますというお答えなんです。必要性を感じていないというのは、まあそれはわかります。だとしてもですよ、副村長を置くことになっている地方自治法第161条、法律ですよ。これを無視して置かないのはおかしいんじゃないかということなんです。要は、この3年間。1年ぐらいただったら確かに先ほどの村長の答えが自分の思いを託せる副村長がいなかったからということで話はわかりますよ。だから、そのとき私が言っているのは、だったらそれ以前にあった、要するに平成21年3月の何日でしたか、定例会で決めました副村長を置かない条例、平成21年6月1日からはその条例は廃止されているんですよ。ということは、私はそのときにも申し上げましたけれども、そういう考えがまとまってと言いますか、自分の意に添う人がいなくて出せない場合には、置かないという条例をもう一度つくるべきではないかということで、私は発言したんですよ。これははっきり言いますが、地方自治法、法律に触れていますので、そのときに総務課長はそういう条例は村長のさじ加減でできるんだ

という話をしたんですよ。これは議事録のほうに、今整理している議事録の中から持ってきたものですが、そんなものでいいんですか。村長であれば地方自治法も無視していいということになるんですか。私は2期目当選したときにですね、3年前ですね。10月の議会でも私は申し上げたことがあるんですが、「鹿児島県の某市の市長の真似だけはしないでくださいよ」ということを私は申し上げました。「あなたの実力を発揮するには、議会ともけんかしないでくださいよ」と私は申し上げました。「だけど、あのような法律無視をしたワンマンにはなるな」と私は申し上げたはずですよ。だけど、12月の総務課長の答弁だと、「いや、村長なんだから村長の専権事項だから何でもやったらいいよ」ということになるんですけどね、こういう返事だと。それについてどう考えますか。法律違反をしたことに関してどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

12月の定例会で報酬の改正条例を出して、村長の項目はあります、そして副村長を1名とする定数条例もございまして。置かない条例、平成19年の置かない条例を廃止して置くという形にして、地方自治法にある村長、副村長、副村長の定数は条例でうたって1名という地方自治法にのっとりた形になっています。副村長を置かないことが違法かというのはちょっと基本的に法律論になるので、ちょっと私ではお答えしにくいんですが、村長の今の置かない条例を廃止し定数を1にした。そういうことからすると今回の報酬条例は、今、副村長はいないけれども値上げするのが妥当という法規上の整理でやっています。ということで副村長は要らないのではないかと、副村長の改正は要らないのではないかとという指摘に対しては、その旨を私は答弁したということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わけのわからないことを言っているけれども、総務課長ね、私が言っているのは地方自治法161条には副村長を置かないときには置かない条例をつくらなければならないという法律があるんですよ。村長のさじ加減一つじゃないんですよこれは。はっきり言いますけど。副知事、副市長村長の設置については、置かなければならないとなっているんですよ。もし置かなくてもいいという場合には、置かなくてもいいという条例をつくらなければならないとなっています。それをあなたは簡単に「いや、これは村長の専権事項だから、さじ加減でいいよ」という、そんなばかなことをしているわけですよ。これは完全に自分たちが調べて、どうせ調べないだろう、わからないだろうという答えなんです、これは。確実にこれは法律違反なんですよ。条例違反じゃないですよ。わかっていますか。村長も自治法の本を持っているから地方自治法161条を調べてください。こたえは、置かなくてはならないになっているはずですよ。置かなくてもいい場合には、条例で定めなさいとなっていますよ。置かなくてもいいということはね。そのためにあれは廃止、先に平成十何年ですか、つくって、置かなくてもいいということでやって、それを前任の村長がやめられるときに副村長を置くでしょうということで、その置かなくてもいい条例を廃止して1名置くということで議決させているわけですよ、提案して。でも、今の代になれば、そんなのは地方自治法は関係ないんだという、そういう答えはまかり通りませんよ。でしょう。それについてどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ちょっと条例も詳しく見ていないので、まず整理しますと、地方自治法には副村長を置かなければならない。そこで法令にのっとって違反ではないです。本村は平成21年に副村長の定数を1名と定めて置く方向の法令と条例の整備ができています。置くか置かないかは、もしくはそれをするのは村長の専権事項ですので、それは先ほどから村長が言っていました適材な人材がいなかった。それはかなわなかったということのようですので、これは専権事項です。今、法令の質問にもあったことを整理しますと、法令では置かなければならない。そして本村の条例はきっちりそれにのっとって定数1名をという形で定められている。法令違反はないと理解しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

わかりました。あくまでも法令違反ではないということは、村長が12月に答えた、要するに村内にはそんな能力のある人間はおらんのやという考えを村長がしているということだと。それで構いませんか。法令違反はしていないんだったら、村長の答えが聞きたい。1年ぐらいなら解りますよ。3、4年間も、いろいろな人に当たってね。でも、3年も4年もそういう人がいないということは、座間味村にそれだけ能力のある人間はおらんのやと、そういうことになりますけれども、それでいいですか。村長の気持ちを聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えします。決してそういうことではないとは思っております。ただ、能力がないとかあるとかだけではなくてですね、私の考え方と同じようなスタンスであるとか、いろいろな部分があると思います。いろいろな意味でのバランスがあると思います。そういうことで、なかなかお願いをしづらい部分、探しづらい部分はありますが、私はそれなりに能力がある人はいないと思ったことは一度もございません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

12月の議事録を読んでいて、要するにいろいろな人といろいろなことを話したという、この3年間、4年間、僕はそういう形跡が感じられないんです、はっきり言って。はっきり大城議員が言っておりました800名しかいない人口の中で、1年間でそういう人を探しきれないということは、村長自体に能力がないんじゃないのこれは。はっきり言って。人を見る、交渉する能力がないんじゃないの、そうしかとらえられませんよ。これだけのところで副村長に出せるか出せないかぐらい、自分の先輩たちでも役場を退職した人たちもいるわけでしょう。こういう人たちに当たらなかつたというのは、どういうことなのか未だにわからない。現職の人間だってオーケーする人がいるかもしれないですよ。そういう人たちとも交渉したことは多分ないと思いますけれども、自分より全部、先輩だからそういう人たちに副村長を任せたら、どえらいことになると思ってるかもしれませんが、これはちょっと違いますよ、これ。4年間、はっきり言ってこれは法令無視をしてつくらなかつたとしか私は解釈できませんよ。そうじゃないですか。口では何とでも言えるんですよ。いろいろ当たりましたけどいませんでしたと。しかし、実際そういう話があれば、私たちにも聞こえてきますよ、いろいろな人から。副村長は誰がいいとか、村長が探していましたけどという話は聞こえてきますよ。しかし、4年間その話は一切聞こえてきませんでした。はっきり言いますけれども。だから、ただ簡単に条例は村長のさじ加減ということいろいろなことが、したくても3月いっぱいだからできんだ

ろうけどね。総務課長、まだ来年もいるんですか、いるんだったら大いにけんかしましょう。村長はどう考えているかわからないけれども。

先ほど宮里議員の条例、例規集の質問の中で、あなたは、自分は条例の専門です、と言いながら、例規集の整理は全く進んでいない。専門という言葉はどういう意味なのか、私は今の答えでますます理解できなくなってきましたね。違う専門という字があるのですか？あくまでも副村長を置く件についてはお答えできないと。やったことは法令違反ではないと、たくさんの人に当たりましたと言っているけれども、それは私は一切詭弁だと考えております、法令違反に本来はなるべきなんだけれども、ずっと探していたから法令違反にはならないんだということを書いてたと思いますけれども、そういうものを後で責任を追及します。文書で。あと、長引きそうなので午後にしてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

一般質問の途中ですが、時間が午前中ちょっと長引きそうなので、2番目以降の質疑は午後1時30分からしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

これから午後の会議を始めます。

午前に引き続き一般質問を行います。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午前に引き続き一般質問を行ってまいります。2番目です。税金等の徴収について。徴収率等についてとありますが、村長施政方針の中でもですね、早期健全化団体を脱出した本村の財政とはいえ、相対的に自主財源の割合が低くと、地方交付税等に大きく依存した構造には変わりありませんということではありますが、各課の税金の徴収状況、料金の徴収率の状況の報告をお願いしたいと思っております。総務課から先にやってしまいますと、また時間がなくなってしまいますので教育委員会から。ちょっとお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

質問ありがとうございます。それでは教育委員会は使用料の徴収なんです。税金ではありません。7つの徴収の事業があります。児童生徒交流センター、ナイター施設、それから体育使用料に対しては100%の徴収となっています。教員住宅についても100%の徴収となっています。これは2月28日現在です。入園料についても100%の徴収。給食費については100%に近いんですが、自動引き落としと口座引き落としのためにこの月はできなかったけど、この月はできると、そういうことがあるので96、97%の徴収率となっています。高良家の徴収については今、19万9,000円ぐらいの徴収をしているんですけど、1団体のみ未納者があって今、請求書を作成している段階でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員

○ 3番（金城善昇議員）

ほとんどが100%ということで、推進しておりますので非常に優秀であります。今後も頑張ってください。

次にですね、公営企業課のほうお願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

公営企業課、水道ですね。水道は昨年度といいますか、一応徴収率の見込みとしては98%見込んで、滞納が金額に直しますと1,139万4,000円滞納額を見込んでおります。やはり相変わらず大きいところがなかなか1回では集金できなくて、今回、水道担当がかなり徴収をしてもらってですね、平成23年度のは全部水道・下水道とも徴収しております。平成24年度はまだ残っていますが、ちょうど1,100万円というのは過年度分、その前のものがなかなか徴収して頑張っていますがなかなかやっていないと。今年度は過年度分が133万9,000円を徴収しております。これは水道ですね。あとは下水道が過年度分が230万7,298円、そのうちの27万8,933円集金となっています。これ平成22年度分が230万7,298円の滞納金となっております。これは1月現在ですね。2月はまだ集計されていなくて。それと下水道。これ過年度分の集金が10万162円、滞納が117万2,487円となっています。慶留間につきましては滞納がないということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あのね課長、今ここで数字を言われても何が何万円と言われてもわからないんですよ、はっきり言って。こういうのは資料にまとめて渡すようにしてください。今、徴収率の問題を聞いているので、金額は過年度分何万円のうちの何万円取りましたでは、はっきり言ってわかりません。これはまとめて後で提出してください。徴収率に関して、あと大きいので例えばまだ未収の金額の大きいものがあると、これは幾らまだ未収ですよというぐらいの報告はいいんですけど、過年度分は何万円のうち何万円取りました、そのうちの内金は何万円ですという話になったら、こっちのほうは頭混乱してくるので、資料ないので、大きいだけ取りまとめて徴収率が幾らあるのか、未納が幾らあるのか、これだけをちょっと報告してもらえますか。大きいだけでいいですから。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

水道のほうで、大きいホテル等がまだ4件、過年度の徴収率を下げている状況であります。100万円を超すところもあるし、それ以下もありますけど、それと下水もそうですね。それと漁排のほうも阿嘉ですけど、そのうち1件大口があって、そこら辺もちょっと…。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

徴収率は何パーセントになっていますか。大きいところでの未納が幾らぐらいありますか、今はそれだけ分かれば良いですよ。後は、資料を纏めて配布してください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

大変申しわけないです。ちょっと資料不足でパーセントは後で資料をあげたいと思います。大変申しわけないです、すみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

公営企業課長の仕事が多岐にわたっていて、過年度分のそれが非常におくれているということであるのはわかりますけど、もうちょっとこういう質問には簡単に答えられるように資料づくりしてくださいね。次に、運賃のほうはどうなっていますでしょうか。どのぐらい未納がありますでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

運賃のほうでは、これも大変申しわけありません金額で3, 100万円ぐらい。車と貨物の合算してですね。貨物のほうが2, 800万円、車のほうが220万円ほどです。これも相変わらず大口のほうで、平成22年度から割とほとんど徴収がいいですけど、その前のものがあるもので、どうしても最近では1回行っては、訪問してもなかなか不景気になって徴収できないところがどんどん出て、これまでの滞納は減っていかないんじゃないかなとつくづく感じております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課長が公営企業課長になる前に、船舶課長をやったことがありましたよね。そのときに見ていると、何でこんな遅くまで仕事をしているのというぐらい各家庭を回って徴収のお願いをして歩いているのを見たことがあります。今月いっぱい定年ということでもありますけれども、これは過去の分は過去の分として処理する事、後の課長とか係長に朝礼なんかでちゃんとこれを伝えてですね、徴収率を上げるように頑張らせてください。あと、公営企業課はこの辺でよろしいんで、産業振興課のほうお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

産業振興課関連の使用料について御説明いたします。まず、使用料が発生する施設が6カ所あります。その中で総合施設使用料、これはなぎささんが入っている建物ですね。そこと森林関係交流施設使用料、これは古座間味の施設で、今2名の方が入っています。それから農林水産加工処理施設使用料、これは阿佐のほうにある施設ですけど、ここは今4名の方が使用しています。あと阿嘉漁港の案内休憩所使用料ということでお1人の方が使用していますが、この4施設につきましては滞納はありません。それから農山村広場公園施設使用料ということで、これはニシバマ、今現在2名の方に貸しておりますが、そのお1人の方が昨年1月から12月までの家賃といいますが、12万4, 000円が今未納になっております。それから海洋体験施設使用料、これも村内の方で12名、村外の方で8名が今利用しています。その中で滞納者が5名いて、滞納額は20万2, 000円となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょっとよく聞き取れなかったんですが、ニシバマのうち2人いて1人がまだ未納と、これは困りましたね。課長、これは前に施設の条例の見直しとかのときに私は話をしたことがあったんですが、何で3万5, 000円のところが1万400円になっているのかという話を聞きました。3万5, 000円、条例で3万

5, 000円ですよ。それが何か知らないけれども平成21年から1万400円になっていると。1万400円になっているのに、まだ支払いをしないと。これはおかしくないですか。それをそのまま放っておきますか、どうしますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この未払いになっている方につきましては、特に12月に担当のほうは直接、阿嘉に行ったんですけど、お会いできなくてですね、その後も先月ですか、電話をしているんですけど、ちょっと連絡がとれない部分もありますので、ひょっとしたら本土に帰っているのかどうか、その辺もあると思うんですが、再度お会いして徴収したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これだけ滞納、後で利用するようになった人のことだと私は思うんですが、去年から見ていないんですよ。去年の11月ぐらいから。あんな小さな阿嘉島でも会ったことがないんですよ。ということは、ここに住んでいないんじゃないかなと。出稼ぎに行っているのかどうかわかりませんが、そういう状態なんで、皆さん貸すときに同意なんかがありますよね、1月1日から12月までを一括して前払いということになっているはずなんです。ところがそれを払っていないということは、もう私はやめますという意志表示じゃないかなと私は思うんですが、違いますか。そうやって一括払いしないで、ひと月ひと月支払するようでしたらね、条例も要らないですよ。あんなの。毎月毎月に変えればいいですよ。3万5,000円を1万円に変えればいいですよ。あれを募集するときに3万5,000円になっていますからね、実際は1万4000円で貸しているわけですから、これは条例を変えるのか、それともなぜ1万4000円になっているかという、私は理由わかりませんよ。これは前に総務課長が条例を村長がさじ加減でどうにでもなるからということで村長がそうしたのか、私はわかりませんよ。でも、そういう結果と受け取ることもできるので、条例をどうにかするか、じゃなかったら、ちゃんと払わない人はすぐ出ていってもらうか、去年一年分稼いでいますよ。恐らく100万円は稼いでいるはずだからね、そういうものを放っておかないように。徴収率は向こうは50%ということだよ。ニシバマはね。料金のほうももう一回見直ししてください。12月にも言いましたが三年間で住民に対し百万円以上の損失を与えていますからね。条例違反で。この辺も厳しくしてください。あれは島の人だって月1万円だったら借りたいはずですよ。それを知らないで3万5,000円だと思っているから、冬場はお客がいないから手を出すのはやめようということで、結果今のようになっていますからね。この辺も考えてもらいたい。あと、その他。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それじゃ、総務課所管の徴収率について申し上げます。まず、村民税ですが、平成24年度決算見込みで86.2%、ちなみに平成23年の決算が84.9%ですので、若干上がっております。固定資産税70.7%、平成23年度、昨年が64.9%で、これも若干上がっております。軽自動車税80.6%、平成23年決算が79.6%ですので、若干上がっております。村営住宅使用料90.4%、これは平成23年度同額になっています。まず、これらは現年分、過年度分の合算のトータルの徴収率です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

平成23年度決算のときに大分もめました村営住宅の使用状況の中で、平成22年度、平成23年度が滞納率が非常に多くなったということでありましたけれども、それはどれぐらい解消されましたか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

平成23年の決算で議員からの御指摘を受けてまして、特に手当ももらっていると思われる職員は、これは許しがたいということもございまして、そういうちょっと一般常識的にもおかしいものには力を注ぎまして、その方を言いますと完納しております。平成23年度決算においてはですね。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、職員の話も出ましたけれどもおかしな話ですよ。住宅手当をもらっていて、公営住宅の料金を払わないという利用料金を払わないという、とんでもない話です、これは。それと今年の1月5日のタイムスに載っていた記事なんですけど、市町村税の徴収率91%というのがありました、これは2011年度の話なんですけどね、我が座間味村が一番低いんですよ。税の徴収率が79.7%。80%以下というのは座間味村だけですね。こういう税の徴収率は悪いけど職員の給料はばんばん上がっていくという何か変な話なんですけれども。今、聞いた中でも固定資産税70.7%とか、村民税は86.2%となっていますけれども、徴収率非常に悪いと思いませんか。はっきり言って。ラスパイレスのあれでは一千何百万円も5名、6名で上げるような給料じゃないと思いますよ。税金の徴収は控え目にして、給料を多目にあげるといのはとんでもない話だと思いますけれども。逆だったらいいですよ。逆だったら。徴収率は1番ですよ。だけど給料は村民のことも考えて、不景気なんだからと考えると、そんなに上げていませんよというんでしたら話はわかりますけど、まるっきり逆になっていますからね、この3年間。とんでもない話ですよ。今の状況についても村長の考え方を聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

税の徴収というのは、やはり行政の根幹の1つだと思っております。その中で徴収率が悪いというのは非常にいけない状況だということも認識をしております。職員のほうにも頑張ってもらってございまして、現年分に関しましては、例えば村民税で言いますと96%、固定資産88%、軽自動車99%、村営住宅96%ということで、現年度のほうは一生懸命頑張らせていただいていると思っておりますが、いかんせん滞納分がやはり過去数年分たまっておりますので、それを回収するのがなかなか厳しい状況であります。そういう中ででも県の職員を共同催告という制度を活用させていただいて、少しずつではありますが税の徴収もさせていただくということ。それとあとは滞納処分についても、いつかは決断をしないといけない部分があるのかなと考えておりますが、これは税の公平・公正な観点から含めまして、しっかりと議論をしていながら議員の先生方としていながら、滞納整理についてはまた考えていきたいということです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

僕は先ほど公営企業課長に話しましたが、職員が一生懸命やっているのが目に見えてわかったんですよ。総務課の職員。上まで上がったからやらないのかどうかはわかりませんが、まだ主査から下ぐらいの人たちがですね、二、三名グループをつくって回っていたのがあったんですね。見えたんですよ、水道料金にしる貨物運賃にしる、固定資産税にしる、みんなそういうふうにしてやっているのが見えたんですよ。ところが今、この数年見えないですね。なぜなのか。徴収しなくてもいいものなのか、徴収しなくてもいいものがあれば別に通知を出す必要もないんですけど、せっかく督促を出したから払うだろうと見たら大きな間違いですよ。行って頭を下げて「お願いします」と理解を求めてもらってくるのも必要じゃないかなと。自分は上から目線で「お前らは何で払わないのか」と。督促状まで出しているんじゃないかと言っただけでは、これは税の徴収率は上がりませんよ。課長みずから回ってもいいんじゃないですか。僕はそう思いますけどね。そういう文書を出したから行かないよというものではないですよ、これ。確かに住民にも意識の欠如している者もあります。しかし、みんながみんなそうではありませんよ。今問題になっている観光客がどんどん減って行って、その仕事に携わって収益を上げて払っていた人たちが払いきれなくなっている状況というのがあるわけです。だったらそこに行って、どういうふうにして払えるか、どうやったら払ってもらえるかという相談をしに、みずから足を運んでも僕は不思議はないなと思いますよ。台帳からだれだれが払っていない、督促状を出せ。これだけではだめですよ。役場のプレハブの会議室でどういう文書を出せという会議をしても集まりませんよ。税金は、これは村長は逆に総務課長任せじゃなくて、どうなっているかチェックをして、村長名で「お前らどうしなさい」「行きなさい」「話しなさい」という命令出さないといけないんじゃないですか。全部が全部課長に任せでどうしますか。とにかく座間味村は何かの形で新聞に載っているんですよ。税の徴収率は一番低い、1カ月後には給料が一番高く上がりましたと、もうわけのわからない報道ばかりされて、恐らく課長なんかもそうでしょう、那覇へ行ったときに、多分知り合いに会いますよね。これを読んでいる人に。お前のところは税金は取らないで給料だけ上げているのかと、多分言われているんじゃないですか。私らは同じような仕事をしている議員なんかに言われますから。座間味村すごいねと。徴収率は一番低い、財政再建団体でどうのこうの言う割には給料がポンと上がるというのはすごいですねと言われますよ。村内でも言われますし、沖縄本島に行っても言われます。とんでもない話ですよ。ラスパイレスのあれは、後で「間違えました」では済みませんからね。とにかく税を取らないと、役場執行部は必要ないんだから、先ほど大城議員でしたか、もありましたけど、大臣の話がありましたけど、「もう、そんなに交付税要らないでしょう」と言われますよ、これは。だって、80%を切っている税の徴収率でこれだけ給料を上げられるんだったら、あなたのところはたくさん入っているでしょうと。だから、交付税カットしましょうねと。やり玉に上げられますよ、これ。そうなってからじゃどうにもなりませんよ。この新聞報道がうそだということになるんだったら、抗議してちゃんとやってくださいよ。もう税金のことばかり言っても、取れないものを今取ってきますというわけにもいかないから、とにかく徴収率を県内で10番以内になるようにしてください。これに関しては以上です。

あと、エコツーリズムについてです。渡嘉敷との件があって、契約に至っていないからまだ進まないんだという話をしておりましたけれども、課長、その後はどうなりましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、条例制定に向けた慶良間海域利用ルール策定業務については、両村で足並みをそろえて進めていくということで、再度確認をしております。ルール策定業務は平成25年の一括交付金事業にて申請をし、内示があり次第、取り組んでまいります。現在、環境省、渡嘉敷、座間味村とエコツーリズム推進協議会の開

催について今、調整をしているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは非常に大事なことなんでね、多分12月までは上がるかな、これは。僕は5月ごろまでには最低上げてほしいんですけどね、この条例をね。これは何でかと言ったら、今落ち込んでいる観光客を増やすためにも、このエコツーリズムはアメリカに次ぎ日本での施行は一番最初にしたんですよ。それをやることによって、いかに日本人も海外もそうなんですけど、常に自然を守っているということで関心を持つ人が多いですから、そうしたら少々高くても来ます。はっきり言って。客は10万人ぐらいには戻るんじゃないですか。10万人ぐらいに戻って客単価が上がってもいいと僕は思っているんですよ。人数がたくさん来て荒らすのではなくて、ピーク時の10万人ぐらいでもいいんですよ。客単価が上がるような方向にするには何かということなんです。村長の施政方針でもございましたが、エコツーリズムをやると認定された。これで慶良間海域を守ってね、それを生かしていくんだと。あとこれで海外国定公園が国立公園にということになっておりますけれども、はっきり言って、このエコツーリズムがちゃんとなされないと国立公園にもなりませんよ。だってひとつ飛びでできるわけじゃないですからね。この議論もう10年ぐらいやっていますから、環境省との話もですね。だからこれをやるためにも早目早目にやると。1つに、私は友人が屋久島にいます。向こうが世界自然遺産に登録されました。そのときに客がものすごく増えたんですね。だけど、そこはルールがなかったんですね。客だけ増えて。あの縄文杉、まだばばと行くのはいいんですよ、そこに設備も何もないものですから、きれいな川のところへ行ってふん尿をするし、川も大変らしいです。あちこちで森林に隠れてやったり、だからルールも何もないんです。ルールがないがために人間が増えすぎて、「じゃあ、その自然は守られているか」と言ったら「守られていない」と。「稼ぎはありますか」といったらいいんです。全部人間が多くなっただけで、日帰りになったりとか団体で来て、結局、建物をつくらないといけない、もう景観も壊すと。中で論争がいろいろあるらしいんですよ。だから、彼は座間味村にも何回か来ていますので、絶対にそういうことがないように、この座間味村の慶良間海域の自然は自分たちのところよりもものすごくいいから、これは先にルールをつくってから上に上げて客を呼ぶようにしてくださいと、私はそういうアドバイスを受けました。だから、自分らがずっとエコツーリズム法のこと何回も何回も聞くのは、単に人数を増やすだけのものじゃないんです。ルールをつくらないで人を入れたらどうなるか。5年、10年後にはもう何も残らないということが起きるから、私どもは言っているんですよ。これは課長、9月には絶対にここで議論して成立させるさせないをやるように。6月では無理でしょう。12月だったら遅すぎる。9月までにはできるように今から渡嘉敷と綿密にやり取りしてやってください。そうしないと、また来年同じことを聞くのかなと思うとちょっとあれだな。僕は毎回同じことを聞いているんだからね。同じことはもう2回以上聞きたくないんですよ。本当は。だけど何回も聞かせる皆さんはちょっといじわるだなと思っています。聞く僕のほうがいじわるなのかな。だから、これも急いでください。あと、村長クルーズ船の誘致とか、多言語情報の整備を行い、諸外国から人を入れるというエコツーリズムを日本で初めてやりました。それだけで逆に言えば人が来ますよ。そうなったときにまたもう一つ何が起きるかと言ったら、そこで案内しなければいけない。自分たちに英語をしゃべりなさいと言ってもしゃべれないからね。韓国語をやれと言われてもできませんからね。そういう人たちをまた教育してこの案内係にするとか、そういうところまで発展していきますよ、これは。関係してきますのでね。その辺をちゃんとやってもらえますか。そうしないと全然意味がないものになりますよ。あと、エコツーリズムとはちょっと関係ないんですけどね、施政方針の中で教育の中で、次世代を担う子供たちのが学力向上に対して、対策として学習塾の

開設を検討してまいりますとありますけれども、私はこの学習塾というのは必要ないんじゃないかなど。最近、沖縄県がやっています、発表しました一括交付金において光ファイバーを各離島に網羅するというのがありますからね、これがですね、そこまでは持ってきますよと、島までは。でも、陸上の事は知りませんよと言っているんですよ。それを執行部が国・県に対して「いや、陸上はもちろん各自治体でやりますけれども、それに対して80%、90%の補助をください」と言うぐらいまでやってですね、テレビ電話でできるように、常にインターネットでできるように、学習塾は必要ないですよ。各家庭でそういうのを普及させるようにしたらどうですか。そのほうがまだいいと思いますよ。だから塾にすぎる必要はないと思いますよ。どう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御提言に関しましては、本当にありがたいですし、私たちが実はそういうことを検討しているところでございます。まず、光ファイバーの面整備に関しての問題点というのを今、行政の中だけではなくて、座間味村だけではなくて県とも共同で問題点の洗い出しをしております。その中でどういう施策ができるのか、あるいはどういう助成制度を国あるいは県にお願いするのかというのはこれからになりますけど、今、そういうところも検討しています。今、光がループ化されるということになりましたので、その検討に入っているのはあります。それから、一括交付金を活用して、例えば与那国なんかでもそういうような塾のあり方というのは個人なのか集中して1つの部屋でやっているのかわかりませんが、そういう方法での塾というのもあります。それも含めて塾だと私は考えておりますが、根本的にこの話が出てきたのは、今までの子供たちが夏休み期間、あるいは冬休みの期間、土日、那覇に出て塾に通っている子供たちがいるよという現実を踏まえたところで、もちろんニーズがなければやっても意味がありませんので、そういうところも含めて勘案をしながら教育委員会との調整も必要です。その辺を含めて検討していくという意味合いでの施政方針だと御認識いただければと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あと5分です。ここに学習塾と書いてあったので、そういう話になりましたけれども、これは以前から光ファイバーの話はずっとやっております。新聞にも載ってございましたよね、座間味村・久米島は大謝名から来ているんですよ。ところが、陸上の部分に関しては全く援助することなく国は知らんふりをしていると。NTTはホエールネットの整備の時には光ケーブルは阿嘉になんか上がってもいけませんよと嘘をついたぐらいですからね。許せないことだなと私は思ったんですけども、でもね、これはインターネットでもそうですし、今はものすごく多くなっていますよ。情報通信は先に行って悪いということはありませんのでね、今、工事が始まっていますけれども、ソフトバンクの電話が繋がらないとかね、そういう話だつてあるわけですよ。お客さんが電話をするために、わざわざ橋の上まで行ったというような話もありますのでね、そういうものもありますし、あと今は外国からどんどん入って来ますから、その携帯電話だけじゃなくてね、いろいろな通信網をやるためにも光は絶対に大事なことなんです。あと、各防災の件でもね、これがあかないかによって全然変わってきますのでね。陸上は一括交付金を使ってでもやりますと、だから総務省に沖縄県を応援してくださいということで交渉してくださいよ。そうしないといつまでも、「何の申請もないから困っていないだろう」となりますからね。次の知事はだれかわかりませんが、現在の村長は非常に仲がいいということでありますので、その辺は行って直談判してくださいよ。以上、私はこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで3番 金城善昇議員の一般質問を終わります。

続きまして7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

すみません、誤字がありまして「選挙出場」になっていますが、これは「出馬」ですね。すみません、訂正してください。

それでは、次期村長選挙出馬についてですね、昨年の12月に県内両紙においても、また先ほどの施政方針の中でも改めて表明されましたが、村長の1期3年9カ月の成果とですね、また次期選挙への出馬について改めてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御質問の中での話のとおりですね、昨年の年末、12月でしたか、両紙のほうからインタビューを受けておりまして、出馬の意向という、何かちょっと間接的な話になりますが、そういう形で出馬を表明させていただいた状況であります。まずは成果等ということでございますので、ハード、ソフトいろいろ自分で言うのもちょっとあれなのですが、例えば海水淡水化の施設の一部供用開始がそろそろ始まります。あるいは阿佐線の事業にいよいよ着手をすることができました。小学校が就任してすぐに剥離が起りまして、教育委員会からの要請もありましたので、座間味小学校の改築を竣工させております。阿真の漁港に関しましては、平成28年ですか、いろいろとなかなか前に進まなかった事業ですが、今年度やっと着手ができて設計が終わっているところですので、次の年に、次年度に継続事業として竣工ができるのではないかと考えております。また、屋根付き歩道等々に関しまして、議会のほうからもいろいろと御提案がありました。座間味のほうは県のほうでつくっていただくことが確定しておりまして、年度内。阿嘉島につきましては、なかなか制度上難しいので、一括交付金の活用も含めた形でどうにか次年度に入れたいと考えております。また、村営住宅もですね、事業の採択という形だけなんですけど、次年度に着手ができる環境になりましたし、中学校のほうも次年度からいよいよ改築に向けて話ができるようになりました。あとはずっと懸案でありました座間味地区の墓地公園の国有地を何とか取得をすることがこのたびできまして、できるだけ早い時期に、年度明けの早い時期に条例をしっかりと整備をして、供用開始をさせたいと考えております。一方でまた、ソフト事業のほうもありますけど、まずはソフト事業のなかで一番大きいのは一括交付金だったと思いますが、約21事業、4億2,000万円の事業を実施させていただくことができております。一部繰越になる部分もありますが、防災の観点あるいは福祉、教育、いわゆる全体的に言いますと、しまちゃびの解消に向けてしっかりと着手をさせていただいたことはありがたいと思いますし、この間、御協力いただいた議員の皆様方にもお礼を申し上げたいと思います。あとは細かい話になりますけど、暮らしの支援とか産業支援、それから地域美化、子育て支援、その他で言いますと福祉施設の…、これは一括交付金になりますけど福祉施設等々を入れることができました。本村だけではなくて、離島の首長、市長という形で周りの市長の皆さんと一緒に協力して一緒にがんばってきたのが水道の一元化、それから先ほど金城議員からも御指摘のありました光ケーブルがいよいよここまで来てはいるんですけど、ループ化ができる。ループ化をすることによって僕も詳しくはないんですけど、高速になりますよというのがいよいよ事業として入ってまいります。それから、離島学生寮もいよいよ次年度から県のほうで調査設計に入ると聞いておりますので、あえて今、追加と言いますか、そういう点で言いますと、そういうところになるかと思っております。ここまで3年と9カ月させていただきましたが、まだまだ道半ばだと私は個人的に考えております。いろいろな考え方、あるいは着手

をしてまだ竣工ができていない部分の継続事業等々も含めて、村民の福利厚生あるいはしまちやびの解消のために一生懸命また2期目を目指して頑張っていきたいと考えておりますので、皆様方の御協力をまたこれからもお願いしたいと思っております。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。1期目に出された政策の中で、ほとんどが確実に足がかりをつくっていったと。また、達成しているという部分におきましては、もちろん地域でも一定の評価は得られているということは私の耳にも入ってきておりますので、ぜひ、まだやり残した仕事等もしっかりとしていただきたいと思います。先ほど施政方針の中で、6月から村長職務を預かる者が予算を計上することが妥当であるとおっしゃっていましたが、ぜひ要望ではあります、私が前々から申し上げていたことがございまして、歴史資料館の件そちらですね。何が申し上げたいかと申しますと、行政に限らず今は民間企業や団体、地域が人材育成の大切さを改めて発信しております。もう上辺だけのすばらしさをどれだけ伝えてもですね、観光客を含めてあと若者、子供たちにも伝えられないんじゃないかと思っております。地域力を生かし、村民が住み心地のいい村、また観光客がまた訪れたい村にするためには、私は中身の濃い、しっかりと島の歴史文化を発信できる部分が次の2期目において、今後の座間味村においても確実にこれがかなめになってくるんじゃないかと。いかに島の子供たち、あと観光客にこの島の愛郷心、愛着心を持たすかがキーワードになってくると思います。しっかりとそこで辺地の公共的施設整備計画の中にも一応は平成26年度からございますが、ぜひこちらを進めて確実につくっていただきたいなど、それが私、村長のいわゆる地域力を生かし村民の住み心地のいい村、観光客がまた訪れたい村に、少なからず関連してくると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。あと、ほかに細かな事業もたくさんありますが、この歴史資料館、村長、どうですかね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私たちのような小さな島では、なかなかこういう資料館あるいは図書館というようなソフト的な建物はつくりづらい環境にあります。ましてや財政状況がこういう状況でございますので、座間味村だけではなくて離島の場合は難しいところがあると思うんですが、まず、うれしかったのは一括交付金だったと思います。一括交付金をしっかりと活用させていただいて、歴史資料館あるいはビジターセンター含めてつくっていきたくて思っております。2期目に向けてはしっかりとした政策あるいは個別の施策を改めて報告をさせていただく機会があるかと思うんですが、教育、福祉、それから産業振興である産業振興の中では観光を一つのもちろん核としてやっていけるような村づくりをしていきたいと思っております。その中でも、やはり子供たちの教育にも通じますし、観光誘致にも通じる歴史資料館というのは非常に重要だということと、あとは戦争で第一歩の上陸の地である、あるいは集団自決があった。そういうこと、あるいはもっと前にいきますと、鰹節の産業が座間味から始まったとか、すばらしいところ、あるいは辛かったこと、全てにおいて子供たちに知らしめる必要がありますし、平和の発信地座間味村というのも大きなキーワードになると思っておりますので、ぜひ今の御質問に対してはですね、積極的に。当選させていただいた暁にはという大前提がございしますが、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。責任世代、子育て、あと今後はもちろん親の問題もございまして、また観光業務に私は携わっているという中で、産業の育成、すべてにおいて責任世代の私たちに関わってくる問題でございまして、今後ともですね、ぜひ御協力をいただきまして、本当にいい村づくりをしていっていただきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。以上で質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で7番 宮里祐司議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第7. 議案第2号から議案第29号までの提出議案の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、よろしくお祈りいたします。議案第2号から議案第29号まで説明させていただきます。なお、せんだって行われました全員協議会の中で詳細は御説明をさせていただいておりますので、かがみのみを読ませさせていただきたいと思っております。

議案第2号

座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、座間味村新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村新型インフルエンザ等対策本部条例

（趣旨）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、座間味村新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

- 2 本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部の事務を整理する。
- 3 本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、村の職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第23条第4項の規定により、国の職員その他村の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日又は法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第3号

座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について

座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により道路法の一部が改正されたことに伴い、村道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村村道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の3、第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3の規定に基づき、村が管理する村道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第3条 法第24条の3の規定により道路に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
 - (2) 駐車することができる時間
 - (3) 駐車料金の徴収方法
 - (4) 割増金の徴収に関する注意事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項
- 2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(道路の区分)

第4条 この条例における道路の区分は、政令第3条で定めるところによる。

(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

- 2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

| 区分 | | 地形 | 設計基準交通量（1日につき） |
|-----|-----|-----|----------------|
| 第一種 | 第二級 | 平地部 | 14,000台 |
| | 第三級 | 平地部 | 14,000台 |
| | | 山地部 | 10,000台 |
| | 第四級 | 平地部 | 13,000台 |
| | | 山地部 | 9,000台 |
| 第三種 | 第二級 | 平地部 | 9,000台 |
| | 第三級 | 平地部 | 8,000台 |
| | | 山地部 | 6,000台 |

| 区分 | | 地形 | 設計基準交通量（1日につき） |
|-----|-----|-----|----------------|
| 第三種 | 第四級 | 平地部 | 8,000台 |
| | | 山地部 | 6,000台 |
| 第四種 | 第一級 | | 12,000台 |
| | 第二級 | | 10,000台 |
| | 第三級 | | 9,000台 |

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の本数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の本数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

| 区分 | | 地形 | 1車線当たりの設計基準交通量（1日につき） |
|-----|-----|-----|-----------------------|
| 第一種 | 第二級 | 平地部 | 12,000台 |
| | | 山地部 | 9,000台 |
| | 第三級 | 平地部 | 11,000台 |
| | | 山地部 | 8,000台 |
| | 第四級 | 平地部 | 11,000台 |
| | | 山地部 | 8,000台 |
| 第二種 | 第一級 | | 18,000台 |
| | 第二級 | | 17,000台 |
| 第三種 | 第二級 | 平地部 | 9,000台 |
| | | 山地部 | 7,000台 |
| 第三種 | 第三級 | 平地部 | 8,000台 |
| | | 山地部 | 6,000台 |
| | 第四級 | 山地部 | 5,000台 |
| 第四種 | 第一級 | | 12,000台 |
| | 第二級 | | 10,000台 |
| | 第三級 | | 10,000台 |

交差点の多い第四種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に

応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

| 区分 | | 地形 | 車線の幅員 |
|-----|----------|------|----------|
| 第一種 | 第二級 | | 3.5メートル |
| | 第三級 | 普通道路 | 3.5メートル |
| | | 小型道路 | 3.25メートル |
| | 第四級 | 普通道路 | 3.25メートル |
| | | 小型道路 | 3メートル |
| 第二種 | 第一級 | 普通道路 | 3.5メートル |
| | | 小型道路 | 3.25メートル |
| | 第二級 | 普通道路 | 3.25メートル |
| | | 小型道路 | 3メートル |
| 第三種 | 第二級 | 普通道路 | 3.25メートル |
| | | 小型道路 | 2.75メートル |
| | 第三級 | 普通道路 | 3メートル |
| | | 小型道路 | 2.75メートル |
| | 第四級 | | 2.75メートル |
| 第四種 | 第一級 | 普通道路 | 3.25メートル |
| | | 小型道路 | 2.75メートル |
| | 第二級及び第三級 | 普通道路 | 3メートル |
| | | 小型道路 | 2.75メートル |

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合さくにおいては、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第6条 第一種又は第二種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区分 | | 中央帯の幅員 | |
|-----|-----|----------|----------|
| 第一種 | 第二級 | 4.5メートル | 2メートル |
| | 第三級 | 3メートル | 1.5メートル |
| | 第四級 | | |
| 第二種 | 第一級 | 2.25メートル | 1.5メートル |
| | 第二級 | 1.75メートル | 1.25メートル |
| 第三種 | 第二級 | 1.75メートル | 1メートル |
| | 第三級 | | |
| | 第四級 | | |
| 第四種 | 第一級 | 1メートル | |
| | 第二級 | | |
| | 第三級 | | |

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区分 | | 中央帯に設ける側帯の幅員 | |
|-----|-----|--------------|----------|
| 第一種 | 第二級 | 0.75メートル | 0.25メートル |
| | 第三級 | 0.5メートル | |
| | 第四級 | | |
| 第二種 | | 0.5メートル | 0.25メートル |
| 第三種 | 第二級 | 0.25メートル | |
| | 第三級 | | |
| | 第四級 | | |
| 第四種 | 第一級 | 0.25メートル | |
| | 第二級 | | |
| | 第三級 | | |

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第2条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(幅道)

第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区分 | | 車道の左側に設ける路肩の幅員 | | |
|-----|------------|----------------|----------|----------|
| 第一種 | 第二級 | 普通道路 | 2.5メートル | 1.75メートル |
| | | 小型道路 | 1.25メートル | |
| | 第三級及び第四級 | 普通道路 | 1.75メートル | 1.25メートル |
| | | 小型道路 | 1メートル | |
| 第二種 | 普通道路 | 12.5メートル | | |
| | 小型道路 | 1メートル | | |
| 第三種 | 第二級から第四級まで | 普通道路 | 0.75メートル | 0.5メートル |
| | | 小型道路 | 0.5メートル | |
| | 第五級 | | 0.5メートル | |
| 第四種 | | | 0.5メートル | |

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であって同方向の車線の数1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 区分 | | 車道の左側に設ける路肩の幅員 | |
|----------|------|----------------|----------|
| 第二級及び第三級 | 普通道路 | 2.5メートル | 1.75メートル |
| | 小型道路 | 1.25メートル | |

| 区分 | | 車道の左側に設ける路肩の幅員 | |
|-----|------|----------------|----------|
| 第四級 | 普通道路 | 1.75メートル | 1.25メートル |
| | 小型道路 | 1メートル | |

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とする。

| 区分 | | 車道の左側に設ける路肩の幅員 | |
|-----|----------|----------------|----------|
| 第一種 | 第二級 | 普通道路 | 1.25メートル |
| | | 小型道路 | 0.75メートル |
| | 第三級及び第四級 | 普通道路 | 0.75メートル |
| | | 小型道路 | 0.5メートル |
| 第二種 | 普通道路 | 0.75メートル | |
| | 小型道路 | 0.5メートル | |
| 第三種 | | 0.5メートル | |
| 第四種 | | 0.5メートル | |

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の道路にあっては1メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあっては0.75メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第2項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

| 区分 | | 路肩に設けた側帯の幅員 | |
|-----|-----|-------------|----------|
| 第一種 | 第二級 | 0.75メートル | 0.5メートル |
| | 第三級 | 0.5メートル | 0.25メートル |
| | 第四級 | | |
| 第二種 | 第一級 | 0.5メートル | |
| | 第二級 | | |

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第9条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第10条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 単線又は複線の例 | 軌道敷の幅員 |
|----------|--------|
| 単線 | 3メートル |
| 複線 | 6メートル |

(自転車道)

第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行道)

第12条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、並木を設ける場合にあつては第15条第2項に規定する幅員に相当する値、その他の場合にあつては0.5

メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第13条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、並木を設ける場合にあつては第15条第2項に規定する幅員に相当する値、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第14条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹ます)

第15条 第12条第3項及び第13条第4項の規定により並木を設ける場合にあつては、植樹ます（自転車歩行者道又は歩道の一部に縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる植栽地をいう。以下同じ。）を設けるものとする。

2 植樹ますの幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。ただし、地域の緑化計画等を考慮して特に必要があると認められる場合には、当該値を超える適切な値とするものとする。

3 植樹ますの植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(植樹帯)

第16条 第四種（第四級を除く。）の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、

同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間 (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第 17 条 道路 (副道を除く。) の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

| 区分 | | 設計速度 (1 時間につき) | |
|-----|-----|---------------------------------|--------------------|
| 第一種 | 第二級 | 100キロメートル | 80キロメートル |
| | 第三級 | 80キロメートル | 60キロメートル |
| | 第四級 | 60キロメートル | 50キロメートル |
| 第二種 | 第一級 | 80キロメートル | 60キロメートル |
| | 第二級 | 60キロメートル | 50キロメートル又は40キロメートル |
| 第三種 | 第二級 | 60キロメートル | 50キロメートル又は40キロメートル |
| | 第三級 | 60キロメートル、50キロメートル 又は40キロメートル | 30キロメートル |
| | 第四級 | 50キロメートル、40キロメートル 又は30キロメートル | |
| | 第五級 | 40キロメートル、30キロメートル 又は20キロメートル | |
| 第四種 | 第一級 | 60キロメートル | 50キロメートル又は40キロメートル |
| | 第二級 | 60キロメートル、50キロメートル 又は40キロメートル | 30キロメートル |
| | 第三級 | 50キロメートル、40キロメートル 又は30キロメートル | 20キロメートル |
| | 第四級 | 40キロメートル、30キロメートル 又は20キロメートル | |

2 副道の設計速度は、1 時間につき、40 キロメートル、30 キロメートル又は20 キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第 18 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間 (車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。) 又は第 36 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 19 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分 (以下「車道の曲線部」という。) の中心線の曲線半径 (以下「曲線半径」という。) は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる

値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

| 設計速度（1時間につき） | 曲線半径 | |
|--------------|-----------|---------|
| | 100キロメートル | 46メートル |
| 80キロメートル | 280メートル | 230メートル |
| 60キロメートル | 150メートル | 120メートル |
| 50キロメートル | 100メートル | 80メートル |
| 40キロメートル | 60メートル | 50メートル |
| 30キロメートル | 30メートル | |
| 20キロメートル | 15メートル | |

（曲線の片勾配）

第20条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

| 区分 | 最大片勾配 |
|--------------|---------|
| 第一種、第二種及び第三種 | 10パーセント |
| 第四種 | 6パーセント |

（曲線の車線等の拡幅）

第21条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

| 設計速度（1時間につき） | 緩和区間の長さ |
|--------------|----------|
| 100キロメートル | 85キロメートル |
| 80キロメートル | 70キロメートル |

| 設計速度（1時間につき） | 緩和区間の長さ |
|--------------|----------|
| 60キロメートル | 50キロメートル |
| 50キロメートル | 40キロメートル |
| 40キロメートル | 35キロメートル |
| 30キロメートル | 25キロメートル |
| 20キロメートル | 20キロメートル |

（視距等）

第23条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 設計速度（1時間につき） | 視距 |
|--------------|-----------|
| 100キロメートル | 160キロメートル |
| 80キロメートル | 110キロメートル |
| 60キロメートル | 75キロメートル |
| 50キロメートル | 55キロメートル |
| 40キロメートル | 40キロメートル |
| 30キロメートル | 30キロメートル |
| 20キロメートル | 20キロメートル |

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（横断勾配）

第24条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

| 区分 | | 設計速度 （1時間につき） | 横断勾配 | |
|----------------------|------|------------------|--------|---------|
| 第一種、 第二種及 び第三種 | 普通道路 | 100キロメートル | 3パーセント | 6パーセント |
| | | 80キロメートル | 4パーセント | 7パーセント |
| | | 60キロメートル | 5パーセント | 8パーセント |
| | | 50キロメートル | 6パーセント | 9パーセント |
| | | 40キロメートル | 7パーセント | 10パーセント |
| | | 30キロメートル | 8パーセント | 11パーセント |
| | | 20キロメートル | 9パーセント | 12パーセント |
| | 小型道路 | 100キロメートル | 4パーセント | 6パーセント |
| | | 80キロメートル | 7パーセント | |

| 区分 | | 設計速度 (1時間につき) | 横断勾配 | |
|-----|------|------------------|---------|---------|
| | 小型道路 | 60キロメートル | 8パーセント | |
| | | 50キロメートル | 9パーセント | |
| | | 40キロメートル | 10パーセント | |
| | | 30キロメートル | 11パーセント | |
| | | 20キロメートル | 12パーセント | |
| 第四種 | 普通道路 | 60キロメートル | 5パーセント | 7パーセント |
| | | 50キロメートル | 6パーセント | 8パーセント |
| | | 40キロメートル | 7パーセント | 9パーセント |
| | | 30キロメートル | 8パーセント | 10パーセント |
| | | 20キロメートル | 9パーセント | 11パーセント |
| | 小型道路 | 60キロメートル | 8パーセント | |
| | | 50キロメートル | 9パーセント | |
| | | 40キロメートル | 10パーセント | |
| | | 30キロメートル | 11パーセント | |
| | | 20キロメートル | 12パーセント | |

(登坂車線)

第25条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第26条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

| 設計速度（1時間につき） | 横断曲線の曲線形 | 横断曲線の半径 |
|--------------|----------|-----------|
| 100キロメートル | 凸型曲線 | 6,500メートル |
| | 凹型曲線 | 3,000メートル |
| 80キロメートル | 凸型曲線 | 3,000メートル |
| | 凹型曲線 | 2,000メートル |
| 60キロメートル | 凸型曲線 | 1,400メートル |
| | 凹型曲線 | 1,000メートル |

| 設計速度（1時間につき） | 横断曲線の曲線形 | 横断曲線の半径 |
|--------------|----------|---------|
| 50キロメートル | 凸型曲線 | 800メートル |
| | 凹型曲線 | 700メートル |
| 40キロメートル | 凸型曲線 | 450メートル |
| | 凹型曲線 | 450メートル |
| 30キロメートル | 凸型曲線 | 250メートル |
| | 凹型曲線 | 250メートル |
| 20キロメートル | 凸型曲線 | 100メートル |
| | 凹型曲線 | 100メートル |

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

| 設計速度（1時間につき） | 横断曲線の長さ |
|--------------|---------|
| 100キロメートル | 85メートル |
| 80キロメートル | 70メートル |
| 60キロメートル | 50メートル |
| 50キロメートル | 40メートル |
| 40キロメートル | 35メートル |
| 30キロメートル | 25メートル |
| 20キロメートル | 20メートル |

（舗装）

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第28条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

| 路面の種類 | 横断勾配 |
|--------------------|--------------------|
| 前条第2項に規定する適合する舗装道路 | 1.5パーセント以上2パーセント以下 |
| その他 | 3パーセント以上5パーセント以下 |

2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第29条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

| 設計速度（1時間につき） | 横断勾配 |
|--------------|-----------|
| 100キロメートル | 10パーセント |
| 80キロメートル | 10.5パーセント |
| 60キロメートル | |
| 50キロメートル | 11.5パーセント |
| 40キロメートル | |
| 30キロメートル | |
| 20キロメートル | |

(排水施設)

第30条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他きよの適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第31条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては3メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第四種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第32条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第5条から第8条まで、第17条、第19条、第20条、第22条から第24条ま

で、第26条、第29条及び政令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第33条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

| 踏切道路における鉄道等の車両の最高速度 | 見通し区間の長さ |
|------------------------|----------|
| 50キロメートル未満 | 110メートル |
| 50キロメートル以上70キロメートル未満 | 160メートル |
| 70キロメートル以上80キロメートル未満 | 200メートル |
| 80キロメートル以上90キロメートル未満 | 230メートル |
| 90キロメートル以上100キロメートル未満 | 260メートル |
| 100キロメートル以上110キロメートル未満 | 300メートル |
| 110キロメートル以上 | 350メートル |

(待避所)

第34条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第36条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車等の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第37条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第38条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第39条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第41条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(付帯工事等の特例)

第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から第7条まで、第9条から第16条まで、第19条から第27条まで、第29条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第40条及び第41条並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより第4条の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第9条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用

することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第45条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第43条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第14条を除く。)並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第46条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第4条から第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第47条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。この場合において、道路の形状、交通の状況等により、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)で定める道路標識の寸法に満たない寸法を定めるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲で、かつ、同令で定める寸法の2分の1以上となる寸法を定めるものとする。

(自動車専用道路と道路等の交差の方式)

第48条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該交差が一時的である場合
- (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

(規則への委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。

議案第4号

座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について

座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成23年5月2日に交付された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」により、公営住宅法の一部が改正され、今まで国土交通省令で定められていた公営住宅の整備基準は、事業主体で定めることとされた。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村公営住宅等の整備に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、村が行う公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(健全な地域社会の形成)

第3条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の形成)

第4条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第5条 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第6条 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全性)

第7条 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、該当敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第8条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第9条 住宅には、防火、非難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、日射の適切な制御その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該等部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、該当部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住宅の基準)

第10条 公営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 公営住宅の各住戸には、居室内における科学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第11条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が

日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共同部分)

第12条 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第13条 敷地内には、必要な附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第14条 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第15条 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第16条 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第17条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配慮されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第5号

座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年座間味村条例第17号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、村営住宅における入居者資格に係る収入基準を定める等の必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号イ及びウを次のように改める。

イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じそれぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる程度のもの

（ア）身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

（イ）精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

（ウ）知的障害（イ）に掲げる精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

第6条第1項第1号エ中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第6条第1項第1号中キをケとし、同号にカの次に次のように加える。

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等（以下「ハンセン病療養所入所者等」という。）

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第1項第2号を次のように改める。

（2）その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が（ア）、（イ）又は（ウ）に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）、（イ）又は（ウ）に定める程度に該当する場合 214,000円

（ア）身体障害 第1項第1号イ（ア）に規定する程度

（イ）精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級又は二級に該当する程度

（ウ）知的障害（イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者が第1項第1号ウ、エ、カ又はキに該当する者である場合 214,000円

ウ 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は50歳以上の者である
場合 214,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

オ 村営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において村が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

第6条第1項第5号を次のように改める。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない者であり、かつ、現に同居する親族又は同居しようとする親族がある者にあつては当該親族が暴力団員に該当しない者であること。

第7条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第2号オ」に改める。

第23条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第29条第1項中「第6条第2項」を「第6条第1項第2号アからエまで又はカ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の座間味村営住宅設置及び管理条例第6条第1項第2号ウの規定の適用については、同号ウ中「入居者が50歳以上」とあるのは「入居者が平成25年4月1日前において47歳以上」と、「又は50歳以上」とあるのは「又は同日前において47歳以上」とする。

議案第6号

座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の
制定について

座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により水道法の一部が改正されたことに伴い、本村の簡易水道の工事監督者及び技術管理者の資格を定める必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村簡易水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては6箇月以上、第2号の卒業生にあつては1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると村長が認める者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については2年6箇月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、前条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると村長が認める者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第7号

座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により下水道法の一部が改正されたことに伴い、公共下水道の構造の技術上の基準等を定める等の必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第3条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第5条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第6条 第4条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜら

れていること。

(適用除外)

第7条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理)

第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥のために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 前2号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (4) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (5) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第8号

座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年座間味村条例第12号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例により技術管理者が有すべき資格を定める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例

座間味村ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（平成10年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（職員及び技術管理者の資格）

第4条 ごみ処理施設の運営及び管理を行うため必要な職員を置く。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- （1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）であること。
- （2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3）2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- （4）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
- （5）学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （6）学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。（7）において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （7）学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （8）学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （9）学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （10）10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （11）前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると村長が認める者

第5条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」を「法」に改める。

第8条を次のように改める。

（指定管理者による施設の管理）

第8条 村長は、ごみ処理施設の目的を効果的に達成するため、ごみ処理施設の管理を法人その他の団体で

あって村長が指定するもの（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の管理に必要とする経費は指定管理者の負担とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第9号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年座間味村条例25号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

みつしまの船長及び村営バスの運転手は、地方公務員法第3条第3項第3号の嘱託員とすることが適切な
ので、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | | |
|----|------------|------------|
| 35 | 内航路船長嘱託員 | 日額 9,500 円 |
| 36 | 有償バス運転手嘱託員 | 時給 840 円 |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第10号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第16号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を次のように改める。

- 6 切替目の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（座間味村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第10号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間にあつてはその差額に相当する額（給与条例附則第10項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額。以下この項において「差額相当額」という。）の2分の1に相当する額（当該額が5,000円を超える場合は5,000円）を減じた額を、同年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては差額相当額が10,000円を超える場合に限りその超える額を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては差額相当額が15,000円を超える場合に限りその超える額を給料として支給する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第11号

ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例（平成9年座間味村条例第13号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

硬貨投入式シャワー設備の実態に合わせて、使用料を改める必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

ニシバマビーチ観光施設の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 シャワーに係る使用料は、1回につき200円とし、シャワー設備を使用する際に、硬貨投入口に投入して納入しなければならない。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例について

座間味村有繁殖豚貸付条例（1963年座間味村条例第7号）を廃止する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村有繁殖豚貸付事業が終了した時点で、条例を整理すべきであったが行われていないため、この度、条例を廃止するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村有繁殖豚貸付条例を廃止する条例

座間味村有繁殖豚貸付条例（1963年座間味村条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第13号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県に所在するすべての市町村において、沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第3、第17条関係）の「広域連合の経費の支弁の方法」を変更する必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更内容

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。

別表第3備考1中の「3月31日現在」を「住民基本台帳関係年報の調査基準日」に改める。

別表第3備考2中の「3月31日現在」を「住民基本台帳関係年報の調査基準日」に改め、「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

議案第14号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月27日に交付され、平成25年4月1日より施行されることにより、「障害者自立

支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴い、沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決を求めるものである。

沖縄県介護保険広域連合規約の一部改正する規約

沖縄介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号—第396号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第2号ア中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第5条第1項第2号中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改める。

別表第3の2の部中「障害者自立支援事業」を「支援法に基づく事業」に改め、同表の7の部中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号ア中及び別表3 7の項中の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改正する規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第15号

辺地に係る総合整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

辺地に係る総合整備計画の策定については、同法第3条第1項の規定により、議会の議決が必要である。これが、本議案を提出する理由である。

議案第16号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,738千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,925,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方際の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第3表 繰越明許費」による。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 12 国庫支出金 | | 81,900 | 4,200 | 86,100 |
| | 2 国庫補助金 | 64,595 | 4,200 | 68,795 |
| 13 県支出金 | | 424,116 | 1 | 424,117 |
| | 2 県補助金 | 381,081 | 1 | 381,082 |
| 16 繰入金 | | 71,056 | 100,137 | 171,193 |
| | 2 基金繰入金 | 71,055 | 100,137 | 171,192 |
| 19 村債 | | 50,262 | △5,600 | 44,662 |
| | 1 村債 | 50,262 | △5,600 | 44,662 |
| 歳入合計 | | 1,826,985 | 98,738 | 1,925,723 |

歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------|-----|---------|
| 4 衛生費 | | 163,397 | 399 | 163,796 |
| | 1 保健衛生費 | 90,053 | 399 | 90,452 |
| 6 農林水産費 | | 94,965 | 543 | 95,508 |
| | 1 農業費 | 17,601 | 84 | 17,685 |
| | 3 水産業費 | 54,702 | 459 | 55,161 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|-------------|-----------|--------|-----------|
| 8 土 木 費 | | 180,635 | 6,554 | 187,189 |
| | 2 道路橋りょう費 | 88,996 | 6,000 | 94,996 |
| | 5 下水道費 | 43,678 | 554 | 44,232 |
| 13 諸 支 出 金 | | 91,989 | 91,242 | 183,231 |
| | 2 公 営 企 業 費 | 91,983 | 91,242 | 183,225 |
| 歳 出 合 計 | | 1,826,985 | 98,738 | 1,925,723 |

第2表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------|--------------|--------------------|---|--|-------------|--------------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 辺 地 債 | 千円 12,000 | 証書借入 又は 証券発行 | % 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率) | 借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。 | 千円 6,400 | 証書借入 又は 証券発行 | % 年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率) | 借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。 |

第3表 繰越明許費

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|-----------|--------------|--------|
| | | | 千円 |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 座間味阿佐線道路改良工事 | 20,619 |
| | | 道路ストック総点検事業 | 6,000 |
| 9 消防費 | 1 消防費 | 阿佐地区避難道路整備工事 | 47,704 |

議案第17号

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ635,758千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1 事業収入 | | 626,262 | 7,815 | 634,077 |
| | 1 運航収入 | 532,833 | △83,427 | 449,406 |
| | 3 営業外収益 | 91,984 | 91,242 | 183,226 |
| 歳入合計 | | 627,943 | 7,815 | 635,758 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|---------------|---------|-------|---------|
| 1 運 航 費 用 | | 408,313 | 7,815 | 416,128 |
| | 5 燃 料 潤 滑 油 費 | 136,412 | 6,923 | 143,335 |
| | 9 船 費 | 262,632 | 892 | 263,524 |
| 歳 出 合 計 | | 627,943 | 7,815 | 635,758 |

議案第18号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成24年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-------------------|-----------|--------|--------|--------|
| 1 簡 易 水 道 事 業 収 入 | | 27,951 | △1,238 | 26,713 |
| | 1 営 業 収 入 | 27,951 | △1,238 | 26,713 |
| 3 繰 入 金 | | 54,940 | 399 | 55,339 |
| | 1 繰 入 金 | 54,940 | 399 | 55,339 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 5 県 支 出 金 | | 1 | 11,439 | 11,440 |
| | 1 県 補 助 金 | 1 | 11,439 | 11,440 |
| 8 村 債 | | 68,000 | △10,600 | 57,400 |
| | 1 村 債 | 68,000 | △10,600 | 57,400 |
| 歳 入 合 計 | | 289,004 | 0 | 289,004 |

第2表 地方債補正

(単位：千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|---------------|--------------|--------------------|---|--|--------------|--------------------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 座間味地区簡易水道整備事業 | 千円 68,000 | 証書借入 又は 証券発行 | % 年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。 | 千円 57,400 | 証書借入 又は 証券発行 | % 年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 但し、財政等の都合により据置期間又は償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低金利債に借換することができる。 ただし、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借入することができる。 |

議案第19号

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|--------|------|--------|
| 2 下水道収入 | | 8,805 | △554 | 8,251 |
| | 1 下水道収入 | 8,805 | △554 | 8,251 |
| 4 繰入金 | | 43,678 | 554 | 44,232 |
| | 1 繰入金 | 43,678 | 554 | 44,232 |
| 歳入合計 | | 52,596 | 0 | 52,596 |

議案第20号

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|--------|------|--------|
| 2 事業収入 | | 5,170 | △459 | 4,711 |
| | 1 下水道収入 | 5,170 | △459 | 4,711 |
| 5 繰入金 | | 12,282 | 459 | 12,741 |
| | 1 繰入金 | 12,282 | 459 | 12,741 |
| 歳入合計 | | 17,583 | 0 | 17,583 |

議案第21号

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月6日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-------|-----|-------|
| 2 事業収入 | | 726 | △84 | 642 |
| | 1 下水道収入 | 726 | △84 | 642 |
| 5 繰入金 | | 5,283 | 84 | 5,367 |
| | 1 繰入金 | 5,283 | 84 | 5,367 |
| 歳入合計 | | 6,035 | 0 | 6,035 |

議案第22号

平成25年度座間味村一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村一般会計予算

平成25年度座間味村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,542,343千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------------------|-------------------------|---------|
| 1 村 税 | | 72,582 |
| | 1 村 民 税 | 28,716 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 37,378 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 2,144 |
| | 4 村 た ば こ 税 | 4,344 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 7,868 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 2,363 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 5,503 |
| | 3 地 方 道 路 譲 与 税 | 1 |
| | 4 航 空 機 燃 料 譲 与 税 | 1 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 432 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 432 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 73 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 73 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 24 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 24 |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 8,792 |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 | 8,792 |
| 7 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | 1,452 |
| | 1 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 1,452 |
| 8 地 方 特 例 交 付 金 | | 1 |
| | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 1 |
| 9 地 方 交 付 税 | | 867,839 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 867,839 |
| 10 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 1 |
| | 1 分 担 金 | 1 |
| 11 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 45,001 |
| | 1 使 用 料 | 39,517 |
| | 2 手 数 料 | 5,484 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-----------|-----------|
| 12 国庫支出金 | | 71,311 |
| | 1 国庫負担金 | 16,153 |
| | 2 国庫補助金 | 52,971 |
| | 3 国庫委託金 | 2,187 |
| 13 県支出金 | | 353,574 |
| | 1 県負担金 | 11,878 |
| | 2 県補助金 | 308,883 |
| | 3 県委託金 | 32,813 |
| 14 財産収入 | | 281 |
| | 1 財産運用収入 | 281 |
| 15 寄付金 | | 2,330 |
| | 1 寄付金 | 2,330 |
| 16 繰入金 | | 2,214 |
| | 1 特別会計繰入金 | 1 |
| | 2 基金繰入金 | 2,213 |
| 17 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 18 諸収入 | | 11,467 |
| | 2 預金利子 | 20 |
| | 4 雑収入 | 11,447 |
| 19 村債 | | 97,100 |
| | 1 村債 | 97,100 |
| 歳入 | 合計 | 1,542,343 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------------|---------|
| 1 議会費 | | 39,411 |
| | 1 議会費 | 39,411 |
| 2 総務費 | | 307,706 |
| | 1 総務管理費 | 282,383 |
| | 2 徴税費 | 8,227 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 9,799 |
| | 4 選挙費 | 5,638 |
| | 5 統計調査費 | 560 |
| | 6 監査委員費 | 1,099 |
| 3 民生費 | | 133,688 |
| | 1 社会福祉費 | 114,305 |
| | 2 児童福祉費 | 19,368 |
| | 3 生活保護費 | 15 |
| 4 衛生費 | | 131,872 |
| | 1 保健衛生費 | 87,526 |
| | 2 清掃費 | 44,346 |
| 5 労働費 | | 1,440 |
| | 1 失業対策費 | 1,440 |
| 6 農林水産費 | | 133,434 |
| | 1 農業費 | 16,739 |
| | 2 林業費 | 23,613 |
| | 3 水産業費 | 93,082 |
| 7 商工費 | | 86,410 |
| | 1 商工費 | 86,410 |
| 8 土木費 | | 330,685 |
| | 1 土木管理費 | 9,901 |
| | 2 道路橋りょう費 | 148,030 |
| | 3 河川費 | 9,677 |
| | 4 港湾費 | 4,409 |
| | 5 下水道費 | 52,476 |
| | 6 住宅費 | 83,190 |
| | 7 空港費 | 23,002 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|-------------------------|-----------|
| 9 消 防 費 | | 3,666 |
| | 1 消 防 費 | 3,666 |
| 10 教 育 費 | | 185,334 |
| | 1 教 育 總 務 費 | 67,775 |
| | 2 小 学 校 費 | 30,276 |
| | 3 中 学 校 費 | 34,647 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 19,781 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 10,457 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 22,398 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 1 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 1 |
| 12 公 債 費 | | 185,421 |
| | 1 公 債 費 | 185,421 |
| 13 諸 支 出 金 | | 2,775 |
| | 2 公 營 企 業 費 | 2,775 |
| 14 予 備 費 | | 500 |
| | 1 予 備 費 | 500 |
| 歲 出 合 計 | | 1,542,343 |

第2表 地方債

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|--------|--------------------|---|--|
| 臨時財政対策債 | 34,000 | 証書借入 又は 証券発行 | 年6%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構、沖縄振興開発金融公庫、縁故(民間)銀行等について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 借入先の融資条件による。 ただし、財政等の都合により据置き期間及び償還期間を短縮し、又は、繰上償還若しくは、低金利借換えする事ができる。 なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。 |
| 過疎債 | 46,100 | | | |
| 辺地債 | 17,000 | | | |
| | | | | |
| 計 | 97,100 | | | |

議案第23号

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計予算

平成25年度座間味村国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,765千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、20,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|--------|
| 1 国民健康保険税 | | 26,228 |
| | 1 国民健康保険税 | 26,228 |
| 2 分担金及び負担金 | | 1 |
| | 1 負担金 | 1 |
| 3 使用料及び手数料 | | 2 |
| | 2 手数料 | 2 |

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|---------|
| 4 国庫支出金 | | 57,724 |
| | 1 国庫負担金 | 36,429 |
| | 2 国庫補助金 | 21,295 |
| 5 療養給付費交付金 | | 2,831 |
| | 1 療養給付費交付金 | 2,831 |
| 6 前期高齢者交付金 | | 1 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 1 |
| 7 県支出金 | | 9,225 |
| | 1 県負担金 | 808 |
| | 2 県補助金 | 8,417 |
| 8 連合会支出金 | | 1 |
| | 1 連合会補助金 | 1 |
| 9 共同事業交付金 | | 27,151 |
| | 1 共同事業交付金 | 27,151 |
| 10 繰入金 | | 34,595 |
| | 1 一般会計繰入金 | 34,594 |
| | 2 基金繰入金 | 1 |
| 11 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 12 諸収入 | | 5 |
| | 1 延滞金及び過料 | 2 |
| | 2 預金利子 | 2 |
| | 4 雑入 | 1 |
| 歳入 | 合計 | 157,765 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|--------------|---------|
| 1 総務費 | | 7,710 |
| | 1 総務管理費 | 7,676 |
| | 3 運営協議会費 | 34 |
| 2 保険給付費 | | 73,897 |
| | 1 療養諸費 | 63,065 |
| | 2 高額療養費 | 8,700 |
| | 3 出産育児諸費 | 2,102 |
| 4 葬祭諸費 | | 30 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 25,510 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 25,510 |
| | 1 前期高齢者納付金等 | 7,047 |
| 5 老人保健拠出金 | | 1 |
| | 1 老人保健拠出金 | 1 |
| 6 介護納付金 | | 10,940 |
| | 1 介護納付金 | 10,940 |
| 7 共同事業拠出金 | | 28,689 |
| | 1 共同事業拠出金 | 28,689 |
| 8 保健事業費 | | 3,964 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 1,430 |
| | 2 保健事業費 | 2,534 |
| 9 基金積立金 | | 1 |
| | 1 基金積立金 | 1 |
| 10 公債費 | | 2 |
| | 1 公債費 | 2 |
| 11 諸支出金 | | 3 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 3 |
| 12 予備費 | | 1 |
| | 1 予備費 | 1 |
| 歳出 | 合計 | 157,765 |

議案第24号

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度座間味村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,198千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、5,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|--------------|-------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 4,638 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 4,638 |
| 2 使用料及び手数料 | | 1 |
| | 1 手数料 | 1 |
| 3 寄付金 | | 1 |
| | 1 寄付金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|--------------|-------|
| 4 繰入金 | | 3,555 |
| | 1 一般会計繰入金 | 3,555 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 2 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 1 |
| | 3 預金利子 | 1 |
| 歳入合計 | | 8,198 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|-------|
| 1 総務費 | | 63 |
| | 1 総務管理費 | 38 |
| | 2 徴収費 | 25 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 8,133 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 8,133 |
| 3 諸支出金 | | 1 |
| | 2 繰出金 | 1 |
| 4 予備費 | | 1 |
| | 1 予備費 | 1 |
| 歳出合計 | | 8,198 |

議案第25号

平成25年度座間味村航路事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村航路事業特別会計予算

平成25年度座間味村航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ498,946千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|---------|---------|
| 1 事業収入 | | 498,944 |
| | 1 運航収入 | 493,268 |
| | 2 営業収益 | 2,900 |
| | 3 営業外収益 | 2,776 |
| 2 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 3 村債 | | 1 |
| | 1 村債 | 1 |
| 歳入 | 合計 | 498,946 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|---------|
| 1 運航費用 | | 411,183 |
| | 1 旅客費 | 7,470 |
| | 2 自動車航送取扱費 | 258 |
| | 3 貨物費 | 450 |
| | 5 燃料潤滑油費 | 161,912 |
| | 6 養缶水費 | 1,032 |
| | 7 港費 | 1,116 |
| | 8 雑費 | 1,204 |
| | 9 船費 | 237,741 |
| 2 営業費用 | | 73,460 |
| | 1 保険料 | 4,490 |
| | 3 船舶備船料 | 2,081 |
| | 4 航路付属施設費 | 2,017 |
| | 5 店費 | 64,872 |
| 3 財産費 | | 1 |
| | 2 積立金 | 1 |
| 4 事業税費 | | 13,300 |
| | 1 営業外費用 | 13,300 |
| 5 公債費 | | 500 |
| | 1 公債費 | 500 |
| 6 予備費 | | 500 |
| | 1 予備費 | 500 |
| 7 前年度繰上充用金 | | 1 |
| | 1 前年度繰上充用金 | 1 |
| 8 諸支出金 | | 1 |
| | 1 繰出金 | 1 |
| 歳出合計 | | 498,946 |

議案第26号

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計予算

平成25年度座間味村簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,289千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------|--------|
| 1 簡易水道事業収入 | | 28,187 |
| | 1 営業収入 | 28,187 |
| 2 財産収入 | | 1 |
| | 1 財産運用収入 | 1 |
| 3 繰入金 | | 58,488 |
| | 1 繰入金 | 58,488 |
| 4 国庫支出金 | | 71,560 |
| | 1 国庫補助金 | 71,560 |
| 5 県支出金 | | 5,051 |
| | 1 県補助金 | 5,051 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|---------|
| 6 諸 収 入 | | 1 |
| | 1 雑 収 入 | 1 |
| 7 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |
| 8 村 債 | | 30,000 |
| | 1 村 債 | 30,000 |
| 歳 入 合 計 | | 193,289 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------------|-------------------|---------|
| 1 簡 易 水 道 事 業 費 | | 140,716 |
| | 1 営 業 費 | 140,716 |
| 2 公 債 費 | | 52,571 |
| | 1 公 債 費 | 52,571 |
| 3 予 備 費 | | 1 |
| | 1 予 備 費 | 1 |
| 4 前 年 度 繰 上 充 用 金 | | 1 |
| | 1 前 年 度 繰 上 充 用 金 | 1 |
| 歳 出 合 計 | | 193,289 |

議案第27号

平成25年度座間味村下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成25年度座間味村下水道事業特別会計予算

平成25年度座間味村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,249千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|--------|
| 1 分担金及び負担金 | | 1 |
| | 1 分担金及び負担金 | 1 |
| 2 下水道収入 | | 8,769 |
| | 1 下水道収入 | 8,769 |
| 3 国庫支出金 | | 12,000 |
| | 1 国庫補助金 | 12,000 |
| 4 繰入金 | | 52,476 |
| | 1 繰入金 | 52,476 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 村債 | | 2 |
| | 1 村債 | 2 |
| 歳入合計 | | 73,249 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|----------|--------|
| 1 下水道事業費 | | 39,826 |
| | 1 下水道事業費 | 39,826 |
| 2 公債費 | | 33,422 |
| | 1 公債費 | 33,422 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-------|--------|
| 3 予備費 | | 1 |
| | 1 予備費 | 1 |
| 歳出 | 合計 | 73,249 |

議案第28号

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算

平成25年度座間味村漁業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,485千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|-------|
| 1 分担金及び負担金 | | 1 |
| | 1 分担金及び負担金 | 1 |
| 2 事業収入 | | 5,089 |
| | 1 下水道収入 | 5,089 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|--------|
| 3 国庫支出金 | | 1 |
| | 1 国庫補助金 | 1 |
| 4 県支出金 | | 1 |
| | 1 県補助金 | 1 |
| 5 繰入金 | | 10,391 |
| | 1 繰入金 | 10,391 |
| 6 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 7 村債 | | 1 |
| | 1 村債 | 1 |
| 歳入合計 | | 15,485 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|-------------|--------|
| 1 漁業集落排水事業費 | | 5,578 |
| | 1 漁業集落排水事業費 | 5,578 |
| 2 公債費 | | 9,906 |
| | 1 公債費 | 9,906 |
| 3 予備費 | | 1 |
| | 1 予備費 | 1 |
| 歳出合計 | | 15,485 |

議案第29号

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計予算

平成25年度座間味村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,044千円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月6日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|-------|
| 1 分担金及び負担金 | | 1 |
| | 1 分担金及び負担金 | 1 |
| 2 事業収入 | | 660 |
| | 1 下水道収入 | 660 |
| 3 国庫支出金 | | 1 |
| | 1 国庫補助金 | 1 |
| 4 県支出金 | | 1 |
| | 1 県補助金 | 1 |
| 5 繰入金 | | 4,378 |
| | 1 繰入金 | 4,378 |
| 6 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 7 村債 | | 2 |
| | 1 村債 | 2 |
| 歳入 | 合計 | 5,044 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|-------------|-------|
| 1 農業集落排水事業費 | | 2,825 |
| | 1 農業集落排水事業費 | 2,825 |
| 2 公債費 | | 2,218 |
| | 1 公債費 | 2,218 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|---------|-------|
| 3 予 備 費 | | 1 |
| | 1 予 備 費 | 1 |
| 歳 出 | 合 計 | 5,044 |

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで、提出議案の説明を終わります。

日程第8．発議第1号 「生活保護基準の引き下げしないこと」を国に求める意見書についてを議題といたします。

発議第1号

平成25年3月6日

座間味村議会議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会議員
大 城 晃
賛成者 座間味村議会議員
金 城 勝 英

「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書

日頃より国民のくらしと福祉のために努力いただいていることに敬意を表します。

国は、老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を約2割減らしました。その結果、「食事を1日2回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」など、人間らしいくらしができなくなっています。

国は、現在、生活保護基準引き下げを含めた政府予算案を確定する作業を進めています。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちのくらしをより一層大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度に影響します。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度は国が責任を持って保障すべきです。

以上の理由から、地方自治法第99条の規定により、以下の意見を提出します。

生活保護基準の引き下げはしないこと。

平成25年3月6日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財 務 大 臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿
総 務 大 臣 新藤義孝 殿

発議第1号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号は提案理由を省略することに決定いたしました。

これから発議第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第1号 「生活保護基準の引き下げはしないこと」を国に求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第2号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号

平成25年3月6日

座間味村議会議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会議員
金 城 善 昇
賛成者 座間味村議会議員
金 城 弘 昭

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を
求める意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

先の大戦で、沖縄においては一般住民を巻き込んだ国内唯一の壮絶な日米の地上戦が行われ、アメリカ軍の10.10空襲や艦砲射撃など地上・海上からの戦闘行為等が原因で県民の4分の1近い15万人(推定)が命を失い、数えきれない肉体的・精神的障害を生み出し、甚大な財産的損害を被り、言語に絶する苦しみや悲しみを体験し今日に至っております。

沖縄戦の生存被害者は戦後67年後の現在、平均年齢が80歳を超えております。

戦争を開始し続行してきた国には、自ら引き起こした戦争被害にけじめをつけ、これを補償する条理上、法的な責任があり、行政や立法により解決すべき責任があります。

アジア太平洋戦争の「沖縄戦」における一般民間戦争被害者のうち戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護された被害者以外の数多くの未補償の被害者（死没者の場合はその遺族）に対して国の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月6日

沖縄県島尻郡座間味村議会

あて先

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 平田健二 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
沖縄県及び北方対策担当大臣 山本一太 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿

発議第2号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第2号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第2号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第3号 年金2. 5%削減中止を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号

平成25年3月6日

座間味村議会議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
宮里清之助
賛成者 座間味村議会議員
宮里祐司

年金２．５％削減中止を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出します。

年金２．５％削減中止を求める意見書

貴職におかれましては国民の福祉の増進に日夜奮闘されていることに敬意を表します。

国会は、昨年、２．５％削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。その中でもとりわけ年金２．５％削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は自治体の高齢者住民に直接給付される収入であり、特に大都市部をはなれた沖縄県の当地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることは明らかであります。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。

要請事項

「年金２．５％削減」を中止すること。

平成２５年３月６日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

厚生労働大臣 田村憲久 殿

発議第３号は、会議規則第３９号第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第３号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第３号 年金２．５％削減中止を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第３号 年金２．５％削減中止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第１１．発議第４号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書についてを議題といたします。

平成25年3月6日

座間味村議会議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
大城 晃
賛成者 座間味村議会議員
金城 勝 英

防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの
体制・機能の充実を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの
体制・機能の充実を求める意見書

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かつたず、復旧・復興に向けて全力でとりくんでいる。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりくみは極めて困難であったと考えられる。

そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の發揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化している。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民のくらし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、更なる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっている。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の發揮が不可欠である。

出先機関の原則廃止をはじめとする「地域分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 「道州制」の導入をはじめとした「地方分権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直しなどにより、行政サービスの低下を招くことがないようにしてください。
 2. 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかってください。
 3. 防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかってください。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月6日

沖縄県座間味村議会

あて先

| | | | |
|--------|--------|-----------|--------|
| 衆議院議長 | 伊吹文明 殿 | 参議院議長 | 平屋健二 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍晋三 殿 | 財務大臣 | 麻生太郎 殿 |
| 総務大臣 | 新藤義孝 殿 | 沖縄・北方担当大臣 | 山本一太 殿 |

発議第4号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 発議第5号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発議第5号

平成25年3月6日

座間味村議会議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会議員
金城善昇
賛成者 座間味村議会議員
金城弘昭

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

座間味村議会会議規則の一部を改正する規則

座間味村議会会議規則（昭和62年座間味村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「法第115条の2 《修正の動議》」を「法第115条の3 《修正の動議》」に改める。

第81条を次のように改める。

（起立による表決）

議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可する者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から意義があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

第17章中第123条を第130条とし、同章を第19章とする。

第16章中第122条を第129条とし、同章を第18章とする。

第15章中第121条を第128条とし、同章を第17章とする。

第14章中第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第16章とする。

第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、

又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条《公述人の発言》、第121条《議員と公述人の質疑》及び第122条《代理人又は文書による意見の陳述》の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

発議第5号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第5号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 座間味村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 発議第6号 (株) 二一・ざまみの強化拡充を求める意見書についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

3番 金城善昇議員。

○ 3番 (金城善昇議員)

発議第6号

平成25年3月11日

座間味村議会議長 中 村 秀 克 殿

提出者 座間味村議会議員
金 城 善 昇

(株) 二一・ざまみの強化拡充を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

(株) 二一・ざまみの強化拡充を求める意見書

(株) 二一・ざまみは、村が座間味村第2次総合計画に基づき観光産業を核とする複合産業を確立することによる、村民総参加の産業環境の下で、雇用の場の形成を図ることと、近い将来自治体に位置づけられる地方分権に備えるため、行政と一体となった地域活性化を担うことを目的として、国・県の指導の下、村議会の同意を得て、村が52パーセントを出資する第三セクターの株式会社として設立された組織であります。

設立後、現在、(株) 二一・ざまみは修学旅行の受入事業、郵便集配事業の受託事業、学校警備の受託事業を行う中で、修学旅行受入事業の拡充強化により、やっと収支バランスが採れるようになって来ましたが、しかしながら、(株) 二一・ざまみは累積債務の返済が大きな課題となり、更なる事業活動の拡大が不可欠であります。特に、観光（修学旅行の誘致・受入）事業は可視光事業とのジョイントにより更なる拡大が期待されます。

(株) 二一・ざまみの強化拡充による、地域活性化の一助となるため以下のことの支援を求めます。

記

事業支援

1. 修学旅行誘致プロモーション用ビデオ・パンフ作成費補助
2. 修学旅行受入に関する連絡会議の設置
3. 可視光事業への支援協力

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月6日

座間味村議会

座間味村長 宮 里 哲 殿

発議第6号でございますが、先ほど公の一般質問の中でもございましたが、大城晃議員の質問にありましたが、(株) 二一・ざまみはですね、議会の議決を経て設立されております会社でございます。総務課長に言わせれば、単に株式会社だから関係ないみたいな話をされておりましたけれども、しかし、午前中のように非常にいろいろな基盤の整備をやってきておりましたが、修学旅行等も非常に頑張っておりまして、9校ですか、台風で船の欠航でなくなりましたが、それでも単年度黒字という格好で出ております。しかし、要望を村に上げましても、要するに話し合いの余地がないという状況がありまして、私はこれ要望書を議長あてに要望書を持っていってくれということで(株) 二一・ざまみの社長から預かっておりまして、これか

ら提出させていただきますけれども、事業の拡充をするためにぜひともやはり当局の支援が必要だということをおも感じて、議会でも感じておまして、意見書をつけてですね、議会の意見書をつけて村長に具申する必要があると思おまして今回、発議をさせていただきます。内容としましてはですね、受託事業の復活、ごみ収集観光施設の清掃管理等、(株) 二一・ざまみの組織拡充のための役員派遣。③事業支援としまして、修学旅行誘致プロモーションビデオ作成費補助。2. 就学旅行受入に関する連絡会議の設置。3. 可視光事業への支援協力ということで村と意見の交換をしたいという、先ほど調整監が答える中で別に否定するわけではないと、話し合いの場の必要がありますということがありましたので、この意見書を添えて議会のほうでやっていきたいと思おしますので、よろしくお願ひします。これが要請書で来ているのが(株) 二一・ざまみの強化拡充による雇用の拡大等を求める意見書についてということで、私は発議で出させていただきます。以上です。

○ 議長(中村秀克)

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番(宮里祐司議員)

もちろん、この一般質問の中のほうで大きく分けて5つの要請があるわけですが、5つ全部が私は問題だとは思っていないんですが、やはりもう少しですね、僕としてはこの意見書の内容を精査して、それでやはり議会から議会が全会一致でましようということにしたいという気持ちが実はあります。私の解釈でいくと、この内容をそのまま上げるといことはなかなか難しいというのが現状ですので、もちろん、もう出ている以上は賛成か反対かしなければいけないという状況にあるので、もう少し意見をしっかりと集約できれば全会一致で僕はできるんじゃないかと思おっています。これは僕の意見です。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

せっかく発議として出されているわけだから、これを会期中の3日間に中身の精査をして、もう一回この会期中の中で発議として出させてもらいます。ただ、無理なものを要望してもそれは無理なので、それでこの3つの大項目の中の5つのものなんですけれども、確かにそれが要望して妥当なのかなども含めて、もちろん意見書は出すんですけれども、その中身についても一回会期中に改めて出すということでおさめたいと思おいますが、よろしいですか。私はその意見です。

○ 議長(中村秀克)

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

二一・ざまみにおきましては、やはり議会の意向を聞いてスタートをやったわけでございますけれども、今、こちらのほうの第1目にありましたように、ごみの委託清掃をまたもとに戻なさいというようなこともうたわれているんですけれども、今、阿嘉島、座間味村のほうにおきまして村でやっているわけでございます。それで今、粗大ごみとか台風の後とかいろいろなあらゆるごみを村が一応やっていますので、気持ちよくやりなさいと言ったら、ぱっとできるんです。今までのようでしたら、二一の会社に聞かないといけないというのが何回もあったわけです。会社に委託をやっていますから、その事業そのものというのは、だけど、今はこのごみに対しては、私は今までのように村がやったほうが良いと思おいます。なぜかと言いますと、あらゆるごみがあった場合には、今でも電話をかけたらずぐに来てずぐに捨てるんだけれども、今までの場

合は二一の会社に使われていますから、会社に連絡しないとできないというのがよくあったわけです。この点について私のごみの清掃の管理につきましては、やはり今、座間味村で今行っているような事業がいいんじゃないかと思います。特にまた3番目のあらゆるものの支援の補助につきましては、これはやはり議会そのものが52%を村がこれだけ投資をしております。そして二一も非常に経営が苦しいわけですね。だから、沖縄銀行とかそういったものから大変な借り入れをしまして、また利息を支払うにも大変困っていると思います。その点につきましてはやはり皆さんが執行部の皆さんと一緒にですね、何かの形で補助というか、やはり援助をしてあらゆるものを観光のゲストのためにやってもいいんじゃないかというのがあります。だから今、問題になっている今度から始まる観光協会もありますので、それにまたリンクした、重複するようなこともあると思いますから、そこはやはり調整しながら村の観光の発展のためにやったほうがいいんじゃないかと思います。だから、これは議会で今さっき議員さんが言ったように、議会でもずっと前から村が52%の株を入れてやっておりますので、村にも責任があるわけですね。だから、ほうっておくことはできないのでありますので、この件については皆さんと一緒に勉強しながらですね、ちょっとでももっと借金がないときに言っておけば、今ごろはスムーズにいったと思いますけど、トータルでも約1億円近い借金がありますので大変厳しいと思うんですよ。だから、それは皆さんの知恵を絞りながらやはりやったほうがいいんじゃないかと、私の意見でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

二一・ざまみ意見書について出ていますが、中身について、具体的なものについては余り具体的に言うと、この問題について賛成、反対といろいろな立場の問題、環境の問題、そこで条件等が出てきて難しくなるかと思うんですけど、ただ地域の問題として二一の問題は共通認識をお互いが持っていると思いますので、表現のほうを変えてですね、3番についてはある程度そんなに問題ないと思いますけど、このままじゃいけないということがありますので、ぜひ、この意見書をきっかけにして違う形でやっているというか、新しいお話の場が持てる機会も大事だと思っていますので、私はそう思っております。余り細かく具体的に始めると賛成、反対で話もできなくなりますので、そういった配慮をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要請書を預かりましてですね、意見書作成ということでやったんですが、ちょっと長々となったりしておりますので、皆さんの意見のとおり中身をもっと精査して、再度提出したいと思うんですが、それでいいですか。でも、発議はこの意見書については、もう一度精査します。中身に関してですね。それでよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

これで質疑を終わります。

ただいま大城晃議員、また提出者の金城議員から、もうちょっと中身を精査して再度、会期中に取り上げたいということでよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本案は会期中に再度、発議をいたしたいと思います。

これで、本日の日程を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散 会（午後3時26分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃